

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月27日

【事業年度】 第11期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

【会社名】 K u d a n株式会社

【英訳名】 Kudan Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 項 大雨

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神南一丁目23番14号
(2025年1月17日から本店所在地、東京都渋谷区渋谷二丁目10番15号
が上記のように移転しております。)

【電話番号】 03-6892-7333(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 石井 達裕

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区神南一丁目23番14号

【電話番号】 03-6892-7333(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 石井 達裕

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	127,864	271,959	332,770	490,952	517,549
経常損失() (千円)	1,575,840	681,217	394,518	50,494	743,274
親会社株主に帰属する 当期純損失() (千円)	1,608,900	2,237,129	413,571	69,918	801,723
包括利益 (千円)	1,662,221	2,288,874	552,850	433,328	822,217
純資産額 (千円)	1,458,458	637,985	759,781	2,090,813	3,131,104
総資産額 (千円)	1,540,339	770,149	1,008,076	2,378,416	3,411,142
1株当たり純資産額 (円)	189.32	77.52	88.84	203.15	277.26
1株当たり当期純損失 () (円)	214.97	283.74	49.30	7.88	72.85
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	94.4	82.8	75.0	87.9	91.7
自己資本利益率 (%)					
株価収益率 (倍)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	349,811	514,967	619,044	490,837	815,067
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	705,604	137,481	20,338	432,784	161,796
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,777,535	9,395	870,087	1,759,564	1,850,764
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	1,230,979	604,424	852,076	1,719,733	2,593,858
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者 数) (人)	24 [0]	43 [0]	36 [0]	38 [0]	41 [0]

- (注) 1. 第7期、第8期、第9期、第10期及び第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
2. 第7期、第8期、第9期、第10期及び第11期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。
3. 第7期、第8期、第9期、第10期及び第11期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 従業員数は、当社及び子会社の就業人員数であります。
5. 臨時従業員数は、派遣社員等を含む人員であり、〔外書〕に年間の平均人員を記載しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第8期の期首から適用しており、第8期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
7. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を第11期の期首から適用しており、第10期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	292,226	322,567	299,551	306,639	637,977
経常利益又は経常損失 (千円)	45,527	788,989	553,735	427,291	770,115
当期純損失 (千円)	1,695,043	2,298,397	562,891	436,121	808,217
資本金 (千円)	1,620,355	897,861	345,700	740,148	13,317
発行済株式総数 (株)	7,680,800	8,230,067	8,509,267	10,288,867	11,283,267
純資産額 (千円)	1,469,049	639,052	750,807	2,079,045	3,133,337
総資産額 (千円)	1,530,364	843,205	1,321,923	2,646,212	4,227,941
1株当たり純資産額 (円)	190.70	77.65	87.79	202.01	277.45
1株当たり配当額 (円)	()	()	()	()	()
(内1株当たり中間配当額)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純損失 (円)	226.40	291.51	67.09	49.15	73.44
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	95.7	75.7	56.2	78.5	74.0
自己資本利益率 (%)					
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (人)	10 〔0〕	11 〔0〕	11 〔0〕	13 〔0〕	14 〔0〕
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	33.8 (136.7)	17.3 (139.4)	16.1 (147.5)	16.7 (208.5)	8.5 (205.3)
最高株価 (円)	6,340	6,080	3,370	3,370	3,290
最低株価 (円)	2,623	1,730	1,801	806	1,162

- (注) 1. 第7期、第8期、第9期、第10期及び第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第7期、第8期、第9期、第10期及び第11期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
3. 第7期、第8期、第9期、第10期及び第11期の株価収益率は当期純損失であるため記載しておりません。
4. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。
5. 臨時従業員数は、派遣社員等を含む人員であり、〔外書〕に年間の平均人員を記載しております。
6. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。第7期、第8期、第9期、第10期及び第11期の株主総利回り及び比較指標は、初値を付けた2018年12月20日の株価及び比較指標価格に基づき算定しております。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第8期の期首から適用しており、第8期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
8. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を第11期の期首から適用しており、第10期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社代表取締役大野智弘は、2011年1月に、Kudan Limited(現当社完全子会社)を英国に設立し、Artificial Perception(以下、AP(人工知覚))技術の基礎となるSLAM技術の独自の研究開発を行ってまいりました。2014年11月に、更なる研究開発を進める一方で、業容拡大による管理部門の拡張を目的として当社を東京都千代田区に設立いたしました。

設立以降の沿革は、以下のとおりであります。

年月	事業の変遷
2014年11月	東京都千代田区において、業容拡大による管理部門の拡張を目的としてKudan株式会社を設立
2015年1月	Kudan limited(英国ブリストル市)を完全子会社化
2015年6月	東京都新宿区新宿に本社を移転
2015年7月	ARエンジン「Kudan AR SDK」をリリース
2016年12月	Visual SLAMアルゴリズム「KdVisual」のソフトウェアを提供開始
2018年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2019年6月	東京都渋谷区渋谷に本社を移転
2019年6月	監査等委員会設置会社へ移行
2019年12月	北米での事業開発推進のためKudan USA LLC(米国カリフォルニア)を設立
2020年1月	独ミュンヘン工科大学発コンピュータビジョン企業Artisense Corporation(以下、アーティセンス社)の子会社化に向けた段階的な株式取得契約を締結
2020年3月	Lidar SLAMアルゴリズム「KdLidar」のソフトウェアを提供開始
2020年5月	アーティセンス社の直接法SLAM・深層学習技術等との技術連携及び共同事業開発のための事業提携契約を締結
2020年6月	次世代SLAMアルゴリズム「GrandSLAM」のソフトウェアを提供開始
2020年7月	アーティセンス社の追加株式取得によるグループ会社化
2021年1月	Kudan Vision株式会社にてCVC(コーポレート・ベンチャー・キャピタル)事業を開始
2021年12月	アーティセンス社の全株式を取得し完全子会社化
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所グロース市場に移行
2022年6月	Kudanソリューション事業を開始
2022年11月	自社SLAM技術を活用したマッピング用開発キットの販売開始
2023年2月	Kudanの間接法SLAMとアーティセンス社の直接法SLAMとのハイブリッドSLAMを提供開始
2024年2月	自社SLAM技術を活用したロボット用開発キットの販売開始
2025年1月	東京都渋谷区神南に本店を移転

(注1) 「AP(人工知覚)」、「Visual SLAM」、「直説法SLAM」の内容は「3 事業の内容」をご参照ください。

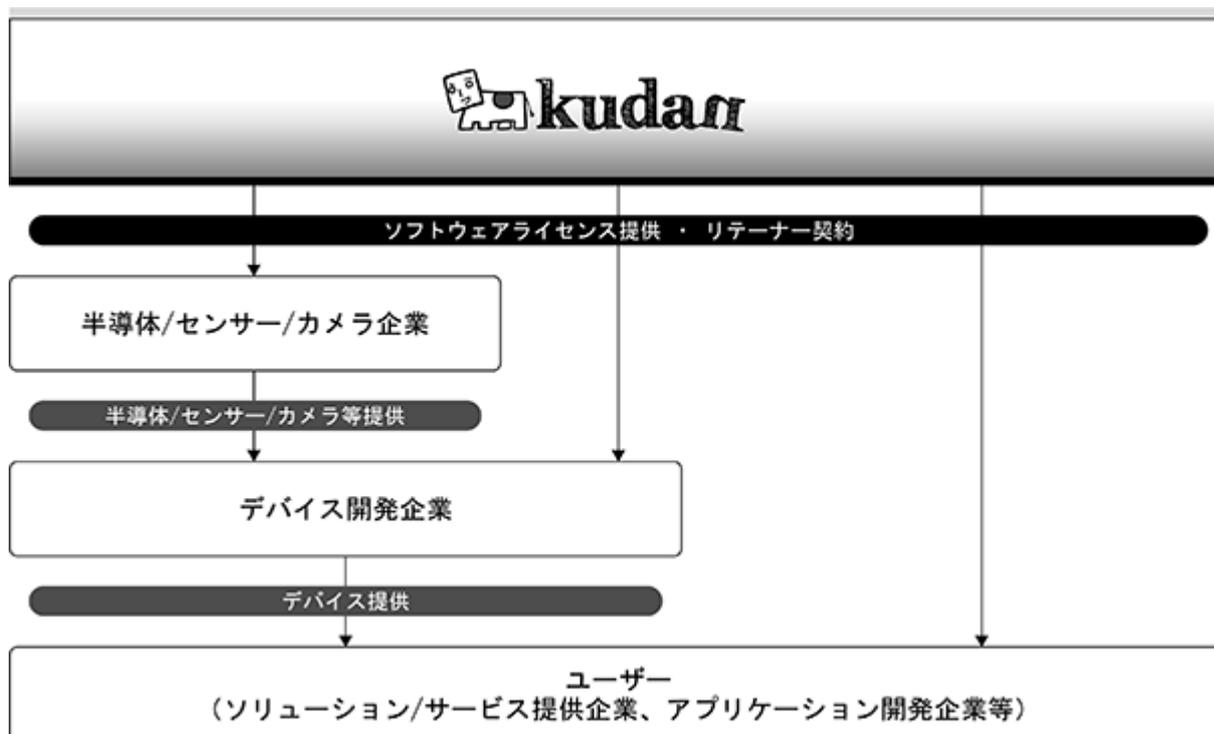
(注2) 「KdLidar」は、入力情報に3次元センサ情報を主に用いることによって、「KdVisual」とは異なる環境において精度とロバスト性が向上するアルゴリズムです。

(注3) 「GrandSLAM」は、カメラと3次元センサに加えてIMUとGPSをタイトカップリングによって統合し、「KdVisual」、「KdLidar」に比し精度とロバスト性が向上するアルゴリズムです。

3 【事業の内容】

(1)事業の概要

当社グループはAP（人工知覚）の基幹技術であるSLAM[注1]アルゴリズム[注2]をハードウェアに組込むための「KudanSLAM」としてソフトウェアライセンス化し、顧客提供しております。



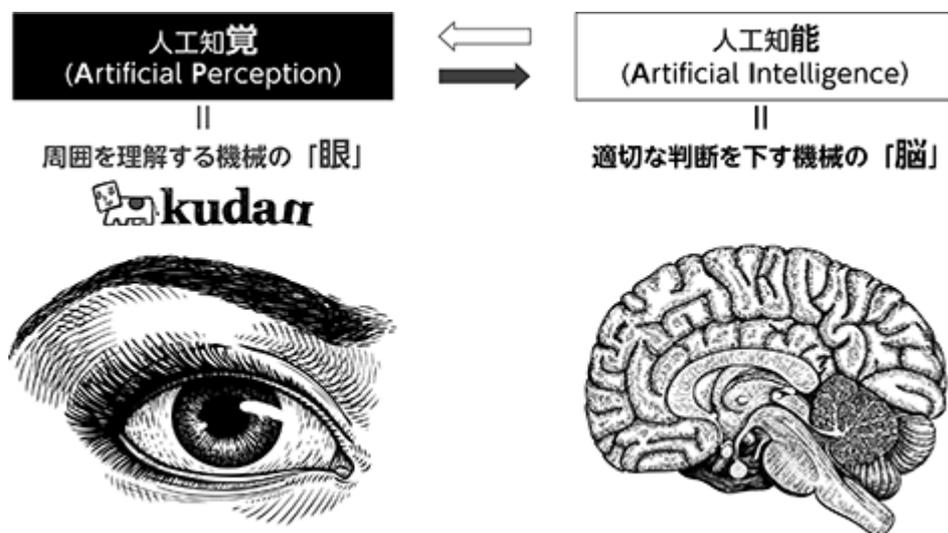
なお、第4期（2018年3月期）以前において当社グループの主たる収益の源泉でありましたアプリケーション開発企業等向けのARエンジン「Kudan AR SDK」のライセンス提供に係る商流は、「KudanSLAM」のライセンス提供の開始とそれに伴う経営資源配分の最適化により、その規模を縮小しております。

また、当社グループは、AP事業を主要な事業としており、他の事業セグメントは重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2)AP（人工知覚）

AP（人工知覚）は、当社グループが提唱、研究開発している技術であります。

人間の「脳」を代替する技術であるAI（人工知能）が近年発展してきたことを受けて、長らく人間の操作や命令に従って機能するだけの存在に留まっていた機械（コンピュータやロボット）は、人間のコントロールから離れて自律的に機能する方向に向かって進化するものと考えられています。この進化に必須な技術として、機械が判断するための「脳」であるAI（人工知能）と同等に重要となる先端技術が、周囲の状況を理解するための「眼」であり、当社グループが提唱、研究開発しているAP（人工知覚）であります。



AP（人工知覚）は、人間の「眼」と同様に機械に高度な視覚的能力を与えるものであります。具体的には、カメラや3次元センサ（例：LidarやToFセンサ）が取得したデータを、コンピュータプログラムによって数理的に処理し、立体感（方向・距離・大きさなど）や運動感覚（位置・移動など）をリアルタイムかつ緻密に出力して、記憶（データ保存された既知の知覚情報）と照合までを行う一連のソフトウェアを指します。当社グループは、コンピュータビジョンと呼ばれる既存技術（2次元的処理を中心としたセンサ・画像処理の基礎技術の集合）を再構築して土台とし、そこから独自にAP（人工知覚）の技術を開発してきました。

AP（人工知覚）は、カメラや3次元センサが付くあらゆる機器にとって必要となる基礎技術であり、多様な次世代ソリューションに横断的に採用される基盤技術となると想定しております。まず、広義のロボティクスとしてのあらゆる自律的な機械、すなわち産業用ロボット、家庭用ロボット、次世代モビリティ（自動車など）、飛行機器（ドローンなど）の自動制御に必須の技術となっています。また、次世代コンピュータのユーザインターフェースとなるAR（拡張現実）[注3]、VR（仮想現実）[注4]等の空間認識に必要となります。加えて、次世代デジタル地図やビッグデータとなるダイナミックマップ（現実環境の状況が速やかに反映される動的な地図システム）やデジタルツイン（現実環境とリアルタイムに同期した仮想空間情報）の技術基盤となるため、極めて広範な技術応用が見込まれております。

関連技術であるAI（人工知能）や半導体との技術統合を目下進めており、さらなる技術応用の広がりを見込んでおります。

(3)事業及び研究開発の具体的な状況

当社グループは、第4期(2018年3月期)よりSLAM技術の提供を開始致しましたが、これまでの主要な実績として、以下の3つの領域にて顧客開拓してまいりました。

AR(拡張現実)、VR(仮想現実)の応用領域

光学センサメーカー、光学機器メーカー、MR(複合現実)グラスメーカー、通信機器メーカー、電気機器メーカー、ECプラットフォーム、コンピューターゲーム制作、など

ロボティクス、IoT(Internet of Things)の領域

光学機器メーカー、重工・産業ロボットメーカー、電気機器メーカー、輸送機器メーカー、信号処理IP、など

自動車や地図向けの応用領域

自動車部品メーカー、デジタル地図会社、空間情報コンサルティング企業、など

また、AP(人工知覚)の基幹技術であるSLAMに加え、AI(人工知能)や半導体との技術融合に向けた研究開発を行っております。

(4)技術の特徴

当社グループのAP(人工知覚)技術は、今後中長期的にAP(人工知覚)の技術発展と応用拡大が継続することによる技術需要を戦略的に取り入れるため、既存の製品開発用の需要だけではなく、新規性と複雑性が高い将来技術の研究開発需要に対して強みを備えております。具体的には、以下の5つの特徴を有しており、当社グループがこれまでAP(人工知覚)領域に特化することで培った高度で柔軟な研究開発能力と組み合わせることで、将来需要に適性が高い応用に使われております。

アルゴリズムの独自性

当社グループの技術群は多岐にわたり、独自開発したアルゴリズムにより構成されております。例えば、立体的な幾何構造を高度に認識するための根幹となる画像特徴点(画像内で顕著性が高い局所領域)の認識手法については、処理が高速な認識手法と精度および安定性の高い認識手法を統合してハイブリッド化することで、双方の性能の長所を生かした高速かつ高精度の独自手法を開発しております。また、認識する立体構造(3次元特徴点群)の緻密さと処理の速度を様々なアプリケーション応用に最適化するために、画像内で認識する特徴点の密度を柔軟に調整可能であります。その他にも、立体認識した3次元特徴点群を逐次的に高精度化する最適計算や、既知の保存データとの高速な照合手法など、技術の実用性を担保する種々の独自数理モデルが組み込まれております。

柔軟で高い性能

前述のアルゴリズムの独自性により、高い認識精度(真値からの誤差が小さいこと)とロバスト性(使用環境や条件によらずに性能が安定していること)を実現するとともに、高速な処理(計算負荷が低い処理)が可能です。加えて、技術の使用条件や要求仕様に合わせて、認識精度、ロバスト性、処理速度、データサイズ、その他の個別機能まで詳細なチューニング可能な構造で設計されており、様々な応用対象に対して最適化された高いパフォーマンスが実現可能であります。

センサ利用の柔軟性

センサ利用の制限はAP(人工知覚)技術の応用範囲を狭める要因となるため、当社グループの技術は多様なセンサに対応可能なように設計されております。具体的には多様なカメラにて動作が可能であり、カメラ個数(単眼カメラ、両眼カメラ、多眼カメラ)、光学センサのデータ読み出し形式(順次読み出し、同時読み出し)に対して柔軟であります。また、カメラ以外にも多様な3次元センサ(Lidar、ToFなど)や内部センサ(IMU、機械オドメトリなど)や位置センサ(GPS、Beaconなど)と組み合わせることで各センサの長所を高度に活用することが可能です。

演算処理環境の柔軟性

上記カメラと同様に、演算処理のプラットフォームに対する柔軟性もAP（人工知覚）技術の応用拡大にとって重要な要因となります。当社グループの技術は多様な演算処理の環境に対応するため、あらゆるプロセッサ設計（CPU、DSP、GPUなど）に対して、ソフトウェアを最適化して計算処理を高速化することが可能であります。また、主要なオペレーティングシステム（Linux、Windows、MacOS、iOS、Androidなど）にソフトウェアを移植することで幅広いシステム環境での動作が可能であります。

部分機能利用の柔軟性

AP（人工知覚）技術の高度な応用のためには、他技術との複雑な融合が必要となります。当社グループの技術は部分的機能（ソフトウェアモジュール）を切り出して、顧客が個別に保有する既存のソフトウェアと柔軟に技術統合することが可能であります。また、部分的機能（ソフトウェアモジュール）はプロセッサ設計への依存度（ソフトウェア抽象度）が様々な水準で構成されており、半導体レベル（抽象度が低い）でもソフトウェアアプリケーションレベル（抽象度が高い）でも柔軟に最適化が可能であります。

(5) 用語の説明

当社グループの事業に関わる専門用語の定義について以下のとおりです。

- [注] 1. 「SLAM」とは、「Simultaneous Localization and Mapping」の略称であり、コンピュータが現実環境における自己位置推定と3次元立体地図作成を同時に行う技術を指します。なお、「Visual SLAM」とは、この自己位置推定と地図作成のための入力情報としてカメラ画像情報を用いるものを指し、「RGB-D SLAM」とは、入力情報にカメラ画像情報と3次元センサ情報の両方を用いるものを指します。また、「間接法SLAM」とは、画像に含まれる見込みの特徴を抽出して、3次元認識をするSLAMの手法で軽量に処理できるのが長所であり「直接法SLAM」とは、画像全体を効果的に使ったSLAMの手法であり、精度が高く、間接法より特徴が抽出し難い環境でも動作するのが長所です。
2. 「アルゴリズム」とは、特定の問題を解決するために考案された計算可能な数理モデルを指します。多くの場合はコンピュータプログラムによって記述されます。
3. 「AR」とは、「Augmented Reality」の略称であり、人が知覚する現実環境をコンピュータにより拡張（付加、強調）する技術を指します。
4. 「VR」とは、「Virtual Reality」の略称であり、現物・実物ではないが機能としての本質は同じであるような環境を、ユーザの五感を含む感覚を人工的に刺激することにより仮想的に作り出す技術およびその体系を指します。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
Kudan Limited (注) 4, 5	Bristol, United Kingdom	100 英ポンド	AP事業	100	販売代理業務受託 管理業務受託 資金の貸付 役員の兼任1名
Kudan USA LLC (注) 4	California, USA	200,000 米ドル	AP事業	100	資金の貸付 役員の兼任1名
Kudan Vision株式会社	Tokyo, Japan	100 千円	その他	100	資金の貸付
Artisense Corporation (注) 4	California, USA	5,985,334 米ドル	AP事業	100	資金の貸付 役員の兼任1名
Kudan Germany GmbH (注) 4	Munich, Germany	25,000 ユーロ	AP事業	100 (100)	資金の貸付 役員の兼任1名

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
3. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の[内書]は間接所有であります。
4. 特定子会社に該当しております。
5. Kudan Limitedについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。なお、同社の主要な損益情報等は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	2025年3月
売上高	265,773
経常損失()	672,714
当期純損失()	682,806
純資産額	2,221,521
総資産額	391,754

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
AP及びその他事業	41〔0〕
合計	41〔0〕

- (注) 1 当社グループは、AP事業を主要な事業としており他の事業セグメントの重要性が乏しく、また、同一の従業員が複数の事業に従事しているため、グループ全体での従業員数を記載しております。
- 2 従業員数は、当社及び子会社の就業人員数であります。
- 3 臨時従業員数は、派遣社員等を含む人員であり、〔外書〕に年間の平均人員を記載しております。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
14〔0〕	40.1	2.1	8,495

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含めた就業人員数であります。
- 2 臨時従業員数は、派遣社員等を含む人員であり、〔外書〕に年間の平均人員を記載しております。
- 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 4 当社は、AP事業を主要な事業としており他の事業セグメントの重要性が乏しく、また、同一の従業員が複数の事業に従事しているため、会社全体での従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象でないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下の項目と認識しております。文中の将来に関する事項は、提出日現在において、当社グループが判断したものです。

(1) 経営の基本方針

当社グループは、「Eyes to the all machines」（全ての機械に眼を与える）をコーポレートビジョンとして掲げる、AP（人工知覚）に関する研究開発と先端技術企業への研究成果の提供を生業とする技術集団であり、継続的な研究開発を通じて産業界に新たなイノベーションを起こすことを目標としております。

この目標のために、当社グループは、「独樹一幟、標新立異」（樹独り幟一つ、新しきを標し異なりを立てる）を経営理念に掲げております。

当社グループにとっての「独樹一幟、標新立異」は、他社と同じことをしないこと、一般に正しいと信じられていることを敢えて否定することであり、研究開発や事業展開において、常に当社グループを他社と比較できない存在ならしめるような方針を定め、市場において唯一の存在となり、以って、事業と研究開発の発展と、株主利益の拡大を目指します。

(2) 経営環境

近年、あらゆる産業におけるオペレーション自動化のニーズの高まりと、アルゴリズムを補完するセンサー・半導体等のハードウェア技術の進化が、AP（人工知覚）アルゴリズムの実用化と普及を大きく後押ししてきました。これに加えて、新型コロナウイルス感染の拡大の影響により、人と人の交流や共同作業を要しないオペレーションの省人化やリモート化の需要が全ての産業で急増しており、特に、物流・製造・建設・小売等の領域では、すでにロボティクス・自動運転・ドローン等の自動化技術のニーズは増大してきております。この不可逆的な傾向は、中長期に渡って益々加速していくことが予測されており、従来予想されていたよりも、相当に早いスピードでAP（人工知覚）技術の社会実装が進んでいくことが見込まれています。

(3) 経営戦略

当社グループは各産業におけるソリューション・プロダクト・応用技術のさらに下の最も深い技術レイヤーに位置する基盤技術に相当するDeep Tech（深層技術）のSLAM等のAP（人工知覚）アルゴリズムの研究開発及び提供に注力し、特定の会社に事業開発・財務面で依拠することなく独立した立場を維持しながらも、グローバルでソリューション・プロダクト・応用技術の全階層のあらゆるプレーヤーと提携を進め、彼らを顧客とすることにより、AP（人工知覚）市場における専業独立企業としてのシェアの維持・更なる拡大を目指すことを経営戦略として進めてまいりました。

このような経営戦略の下、当連結会計年度は欧州・米国を含むグローバルで技術商社・ソリューション企業、センサ・半導体企業等各階層における多くのプレーヤーとの共同研究開発の開始及び製品・販路の拡大を達成しました。

当社グループの提供するKudanSLAMは、SLAMにおける最も著名なオープンソースに比べて10倍以上の速度での処理をより少ない処理能力で可能とし、5cm等cm単位の精度が一般的である他のソリューションに比べて最大mm単位の精度を実現可能であり、また、センサ間の時間同期によるシステム統合（タイトカップリング）によるカメラ、Lidar、GNSS、IMU等複数センサーの併用により高速かつ屋内・屋外問わない高い精度を実現しております。

当社グループのビジネスモデルは、KudanSLAMのアルゴリズムライセンス提供と共に、共同研究開発によるアルゴリズムのカスタマイズ・新機能追加、技術コンサル等により収益を上げるモデルとなっております。

アルゴリズムライセンスは評価ライセンス・開発ライセンス・製品ライセンスに区分され、顧客の開発案件の製品化に向けた進捗と共に評価ライセンスから製品ライセンスへとライセンス区分が進捗し、これに合わせて製品ライセンスでは「製品単価×製品数」等の算定になる等ライセンス金額が拡大し、当社グループの収益は拡大してまいります。

2021年3月期には、当業界における当社グループの優位性を強化するため、同研究分野を世界的にリードしている独ミュンヘン工科大学発のArtisense Corporation（本社：米国カリフォルニア州、以下アーティセンス社）をグループ会社化しました。これにより、アーティセンス社の独自技術である次世代アルゴリズム（直接法SLAM）や、人工知覚と人工知能の融合技術（GN-net）等を販売ラインナップに加え、より幅広い顧客ニーズへの対応を強化し

ました。2023年3月期には、技術戦略における複数のマイルストーンを達成いたしました。一つ目は、アーティセックス社の直接法SLAMと当社が従来から保有する間接法SLAMとのハイブリッド化に成功し、基本性能の向上を実現しました。二つ目は、当社技術を組み込んだ顧客の商用製品の販売開始（顧客製品化）を複数達成し、中でもIntel社のロボット開発プラットフォームへの本格採用は、当技術領域の専門企業による世界初の手半導体メーカーのプラットフォームへの商用SLAM採用として、業界における大きなマイルストーンとなりました。三つ目は、今後の更なる顧客製品化の促進のため、顧客製品の開発・試験運用の期間を短縮し、直接製品として実用化も可能な、マッピング用製品向けパッケージを当社グループ自ら開発、販売開始しております。前期2024年3月期には、今後の成長の二本柱となる「顧客製品化」と、当社人工知覚技術を活用して最終顧客に対して運用や付加価値サービスの提供までをパートナーと共に行う「ソリューション化」を推進してまいりました。顧客製品化においては、ドローンや自動運転などより幅広い領域における案件拡大を達成し、また、ロボット用の製品向けパッケージの販売を開始し、ロボティクス案件拡大の加速に向けて取り組んでおります。ソリューション化においては、欧州の新エネルギー設備管理向けのデジタルツイン用途のソリューション提供が立ち上がり、案件の大型化に向けて進めております。これらにより、当社グループの技術優位性を大きく強化することができましたが、今後は公共案件を含むロボティクス・自動運転領域におけるソリューション化や半導体や生成AIを含む人工知能との技術融合なども推し進め、より革新性の高い人工知覚技術の開発を推進してまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

開発体制の強化

当社グループにとっては、基盤技術及びソフトウェアの開発が不可欠であり、卓越した能力と専門分野を超えた応用力をもつ人材の確保、育成が必要と考えております。当社グループは、開発パートナーとの共同研究開発、新規採用を含む施策によりこのような人材の育成及び確保に努めてまいります。

全世界へのKudanSLAMの認知度向上

当社グループが従来より築いてきたAP（人工知覚）における專業独立企業としてのシェアとポジションを維持・強化するとともに、今後も高い成長率を持続していくためには、全世界において「KudanSLAM」の認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。当社グループの技術がインフラストラクチャーになるべく、先端技術企業が集積する北米におけるlidar等のセンサーメーカー・半導体メーカー・各種先端技術企業等とのパートナーシップの拡大、中国・日本における通信企業・自動車メーカー・ロボットメーカー等とのパートナーシップの拡大等、引き続きグローバルでの事業開発体制の構築を推進してまいります。

内部管理体制の強化

当社は、2014年11月設立の成長段階にある会社であり、また日本法人において海外子会社の管理を遠隔で行っているため、更なる内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。また、企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、業務の適正性、財務報告の信頼性確保、及び法令遵守の徹底を進め、その整備を実施いたしました。更なる業務の拡大を図るためには、内部管理体制の拡充を進める必要があり、事業の急速な拡大等に、十分な内部管理体制の構築が追い付かないという事象が生じることのなきよう、拡充と機能向上に努めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループでは、取締役会がサステナビリティ全般に関するリスク及び機会の監督に対する責任と権限を有しており、当社グループのサステナビリティのリスク及び機会への対応方針及び実行計画等についての審議・監督を行っております。

(2) 戦略

当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、以下のとおりであります。

人材育成方針

当社グループの競争力の源泉は「人材」であり、経営上の最優先課題の一つとして、人材の確保及び育成を行っております。具体的には、グローバル規模で採用活動を行い、イギリス、ドイツ、アメリカ、日本各拠点において多様なバックグラウンドを持つ従業員の採用に取り組んでおります。また、顧客・パートナーとの共同での事業開発・研究開発を含む複数案件の経験を通し、各従業員の能力・専門知識の継続的な向上を図っております。

社内環境整備に関する方針

中長期的な企業価値向上のためには、性別や年齢、国籍などに関係なく様々な人材が活躍できる環境や仕組みを整備し、多様な人材が意欲をもって活躍する活力ある組織の構築を推進しております。具体的には、フルリモートワーク・フレックス制度を採用し、従業員がワークライフ・バランスを整えながら働きがいを持って能力を十分に発揮できる仕組みづくりと、安心して働き続けることができる働きやすい職場環境、時間や場所にとらわれない働き方ができる環境の整備に努めております。

(3) リスク管理

当社グループにおいて、サステナビリティに係るリスクの識別、優先的に対応すべきリスクの絞り込みについては、各取締役により詳細な検討を行い、取締役会・その他社内会議にて協議され、経営戦略、計画に反映されます。優先的に対応すべきリスクの絞り込みについては、当社グループに与える財務的影響、当社グループの活動が環境・社会に与える影響、発生可能性を踏まえ行われます。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、上記「(2) 戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針に関する指標の実績として、従業員の国籍十数か国、複数業務ラインにおける女性部門長の活躍等が挙げられますが、今後も人材育成方針・社内環境整備に関する方針の促進に向けて取り組んでまいります。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅することを保証するものではありません。

(1) 市場動向について

当社グループは、主にAP(人工知覚)市場を主要な事業活動の領域としております。AP(人工知覚)市場は、次世代ソリューション(第1 企業の概況 3 事業の内容 参照)への社会的な期待と現実的な発展可能性により、将来的な拡大が想定される市場であります。AP技術の発展が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当該市場の動向が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、技術商社・ソリューション企業、センサ・半導体企業等各技術階層における多くのプレーヤーを顧客に持ち、インダストリーとしては物流・製造・建設・小売等の幅広い領域において、ロボティクス・自動運転・ドローン・AR/VR等の自動化技術の支援を行い、地域としても日本・中国を含むアジア、欧州・北米等グローバルでの事業開発活動を行い、これにより今後のあらゆる地域・産業におけるオペレーション自動化の事業機会を捉え、中長期的な成長を目指してまいります。

(2) 当社グループの技術について

当社グループは、顧客や市場ニーズに対応した技術の提供を目的として、中長期的な研究開発方針を定め、当社グループの成長を牽引する研究開発課題に取組み、適切な時期に市場投入することに全力を挙げております。しかし、当社グループが属する情報通信業は、技術革新の速度及びその変化が著しい業界であり、代替技術の急激な進歩、競合する技術提供者の出現、依存する技術標準・基盤の変化などにより、当社グループの技術優位性が継続的に維持できない可能性や、最適な市場投入ができない可能性があります。

当社グループにおいては、当該技術革新への対応を常に講じておりますが、万が一、当社グループが新しい技術に対応できなかった場合、あるいは当社グループが想定していない新技術や競合先が出現した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、AP(人工知覚)市場における技術動向を今後も継続的に注視し、必要に応じてM&A・事業出資・事業提携を含む経営戦略を推進し、AP(人工知覚)市場における専業独立企業としてのシェアの維持・更なる拡大を進めると共に、AP(人工知覚)以外のDeep Tech(深層技術)の研究開発・M&Aを含む出資等も推進し、有望なDeep Tech(深層技術)における確実なポジション固めを進めてまいります。

(3) 知的財産権の侵害

当社グループは、第三者の知的財産権を侵害しないよう常に注意を払って事業展開していますが、当社グループの認識の範囲外で第三者の知的財産権を侵害する可能性があり、その第三者から損害賠償請求及び差止め請求等の訴訟を起こされることにより賠償金の支払い等が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、顧問弁護士・監査等委員会等とも連携し、当該リスクの低減に適切に努めてまいります。

(4) 小規模組織であることについて

当社グループは小規模な組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、今後の業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強並びに内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針であります。

(5) 人材の獲得、育成及び確保について

当社グループが継続的に成長を成し遂げていくためには、柔軟かつグローバルに対応できる組織作りが重要であり、それを支える優秀な人材の獲得及び育成は重要な要素のひとつとして挙げられます。これら要員を十分に採用できない場合や、採用後の育成が十分に進まなかった場合には、当社グループの成長を阻害する要因となる可能性があります。当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、優秀な人材の採用を進めており、人材育成・新規採用も含めて一層の人材の強化に努めてまいります。

(6) KudanSLAMの提供を開始してから間もないことについて

当社グループは、第3期(2017年3月期)まではKudan AR SDKが収益の主たる源泉であったところ、第4期(2018年3月期)よりKudanSLAMの提供を開始し、第5期(2019年3月期)からは、グループの経営資源のほとんど全てをKudanSLAM及び関連する研究開発に投入しております。

当社グループが提供するKudanSLAMは、顧客が評価目的で利用する評価ライセンス、研究開発目的で利用する開発ライセンス、研究開発後、製品を市場投入する際に利用する製品ライセンスから構成されており、顧客の研究開発計画が継続すれば、開発ライセンス、製品ライセンス(ロイヤリティ収入等)の双方に係る収益の発生が期待され

ます。ただし、顧客の研究開発計画の変更等に伴いライセンスの利用が継続されない場合には、当該顧客からの収益が継続しない可能性があります。本書提出日現在においては、KudanSLAMの提供開始から間もないことから、開発ライセンスが販売実績件数のうち多くを占めております。

一度当社のAP（人工知覚）技術が顧客製品に組込まれると、技術アップデート、カスタマイズ、製品化後のロイヤリティなど長期に亘り収益が発生することが期待されますが、顧客の研究開発計画、販売計画の進展如何により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、「(1) 市場動向について」に記載の通り、今後のあらゆる地域・産業における事業の拡大を推進し、中長期的な成長を目指してまいります。

(7) 収益の変動について

中長期の事業成長を見据えた長期案件に注力する経営体制への転換等の影響により、ライセンスフィーの他マイルストーン毎に収受する取引が増加し、受注から納品までの期間が長期に亘り収益計上まで時間を要する大型契約が増加しております。その結果、各案件の進捗の遅れにより収益認識のタイミングが当初計画したタイミングから変動する可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、事業開発人員及び顧客開発案件を支援するエンジニアの増加により、適切に各案件の進捗を管理し、進めてまいります。

(8) 海外における事業展開、及び法規制等に伴うリスク

当社グループは、海外における事業展開を積極的に進めております。これらの事業展開においては、為替リスクだけでなく、現地における法規制を含む諸制度、取引慣行、経済事情、企業文化、消費者動向等が日本国内におけるものと異なることにより、日本国内における事業展開では発生することのない費用の増加や損失計上を伴うリスクがあります。海外における事業展開にあたっては、これに伴うリスクを十分に調査や検証した上で対策を実行しておりますが、事業開始時点では想定されなかった事象が起こる可能性があり、この場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、海外事業経験豊富な管理人員の増員を進めるとともに、各国の弁護士・税理士等の専門家と顧問契約を締結する等当該リスクの低減に努めてまいります。

(9) 為替リスク管理について

当社グループでは、海外市場での事業拡大を積極的に進めており、為替に関する潜在的リスクが存在し、為替の大幅な変動の際は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、当該リスクを最小限にするために、為替の変動状況を注視し、状況に応じ為替予約等によるリスクヘッジの検討を進めてまいります。

(10) 情報管理について

当社グループは、事業を通じて取得した顧客が保有している機密情報(経営戦略上重要な情報等)及び個人情報を保有しております。当社グループの人的オペレーションのミス、その他不測の事態等により情報漏洩が発生した場合には、当社グループが損害賠償責任等を負う可能性や顧客からの信用を失うことにより取引関係が悪化する可能性があります。その場合は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、情報の取り扱いについては、情報セキュリティ管理規程を整備し、適切な運用に努めております。

(11) 自然災害等のリスクについて

当社グループが事業活動を展開する国や地域において、地震、台風、洪水等の自然災害または感染症の流行等が発生した場合、被災状況によっては正常な事業活動が困難となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、勤務場所をオフィスに限定せず、各従業員の判断でリモートワークを可能とする社内管理体制及びそれを可能とする業務システムの運用を行い、それにより当該状況でも従来通りの事業継続が可能となる事業運営を行っております。

(12) 社歴が浅いことについて

当社は、2014年11月に設立されており、設立後の経過期間は11年程度と社歴の浅い会社であります。当社グループの過年度の経営成績は期間業績比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の実績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分である可能性があります。当社は今後も適時開示・その他任意の説明資料の開示、IR活動などを通じて経営状態を積極的に開示してまいります。

(13) 配当政策について

当社グループは、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、現時点では配当を行っておらず、また今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 分析の前提

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、当社グループの連結財務諸表に基づいて実施されております。当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

連結財務諸表の作成にあたっては一部に見積りによる金額を含んでおりますが、見積りにつきましては、過去実績や状況に応じ合理的と考えられる要因等に基づいており、妥当性についての継続的な評価を行っています。しかしながら、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。連結財務諸表に影響を与え、より重要な経営判断や見積りを必要とする会計方針は以下のとおりであります。

a. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

相手先の財政状態が悪化し支払能力が低下した場合、追加の引当金を計上する可能性があります。

b. 固定資産の減損

市場価格、営業活動から生ずる損益等から減損の兆候が識別された場合、将来の事業計画等を考慮して、減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

将来の市況悪化等により事業計画が修正される場合、減損処理を行う可能性があります。

c. 投資有価証券・関係会社株式

市場価格のない投資有価証券又は関係会社株式を所有しており、実質価額が取得原価に比べ50%程度以上低下した場合には実質価額まで減額を行うこととしております。ただし、非上場の子会社株式の実質価額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において減額は行わないこととしております。

実質価額は、通常は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に、原則として資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額ですが、会社の超過収益力や経営権等を反映して、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当高い価額が実質価額として評価される場合があるものとしております。

超過収益力については、四半期毎に、会社の業績等を把握するとともに将来の事業計画に基づく決算予測数値との比較分析を実施すること等により、当該超過収益力の毀損の有無を確認しております。

なお、将来の市況悪化または投資先の業績不振等により、現在の帳簿価額に反映されていない損失が生じ、減損処理を行う可能性があります。

d. 繰延税金資産

財務諸表と税務上の資産または負債の額に相違が発生する場合、将来減算一時差異に係る税効果について、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産のうち、実現が不確実であると考えられる金額に対し評価性引当額を計上して繰延税金資産を減額しております。

繰延税金資産の実現の可能性により、評価性引当額が変動し損益に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの連結財務諸表作成にあたって採用しているその他の重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 及び(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

なお、当社グループは、AP事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度との比較・分析は変更後の区分に基づいて記載しております。

本項に記載した将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(2) 当社グループの事業に影響を与える経営環境に対する評価

当社グループは、機械(コンピュータやロボット)の「眼」に相当する人工知覚のアルゴリズムの研究開発とライセンス提供を行っております。人工知覚は機械の「脳」に相当する人工知能と並び相互補完するDeep Tech(深層技術)として、機械が自律的に機能できるように進化させる技術です。

当社グループの基幹技術は、独自のSLAM(Simultaneous Localization and Mapping)技術であり、機械が動きながらリアルタイムでの位置認識と地図作成を行うものです。2021年3月期には、当業界における当社グループの優

位性を強化するため、同研究分野を世界的にリードしている独ミュンヘン工科大学発のArtisense Corporation（本社：米国カリフォルニア州、以下アーティセンス社）をグループ会社化しました。これにより、アーティセンス社の独自技術である次世代アルゴリズム（直接法SLAM）や、人工知覚と人工知能の融合技術（GN-net）等を販売ラインナップに加え、より幅広い顧客ニーズへの対応を強化しました。2023年3月期には、技術戦略における複数のマイルストーンを達成いたしました。一つ目は、アーティセンス社の直接法SLAMと当社が従来から保有する間接法SLAMとのハイブリッド化に成功し、基本性能の向上を実現しました。二つ目は、当社技術を組み込んだ顧客の商用製品の販売開始（顧客製品化）を複数達成し、中でもIntel社のロボット開発プラットフォームへの本格採用は、当技術領域の専門企業による世界初の大手半導体メーカーのプラットフォームへの商用SLAM採用として、業界における大きなマイルストーンとなりました。三つ目は、今後の更なる顧客製品化の促進のため、顧客製品の開発・試験運用の期間を短縮し、直接製品として実用化も可能な、マッピング用製品向けパッケージを当社グループ自ら開発、販売開始しております。前期2024年3月期には、今後の成長の二本柱となる「顧客製品化」と、当社人工知覚技術を活用して最終顧客に対して運用や付加価値サービスの提供までをパートナーと共に行う「ソリューション化」を推進してまいりました。顧客製品化においては、ドローンや自動運転などより幅広い領域における案件拡大を達成し、また、ロボット用の製品向けパッケージの販売を開始し、ロボティクス案件拡大の加速に向けて取り組んでおります。ソリューション化においては、欧州の新エネルギー設備管理向けのデジタルツイン用途のソリューション提供が立ち上がり、案件の大型化に向けて進めております。これらにより、当社グループの技術優位性を大きく強化することができましたが、今後は公共案件を含むロボティクス・自動運転領域におけるソリューション化や半導体や生成AIを含む人工知能との技術融合なども推し進め、より革新性の高い人工知覚技術の開発を推進してまいります。

経営体制については、グローバルにおける機動的な執行及び短期と中長期の二軸経営の強化を目的として複数代表取締役体制の採用をしております。これにより代表取締役CEOの項が当社グループ全般の事業経営を統括し、代表取締役大野は中長期の成長に向けた次世代Deep Techへの投資や新領域強化を目指します。

事業戦略については、次世代産業の発展と人工知覚技術の市場拡大が急激に進むことを見据えて、代替や置き換えが困難なアルゴリズム層への集中を行なっています。最終製品の普及にともなう評価・開発フェーズ売上から製品化フェーズにおける製品関連売上中心への移行、売上拡大を目指しており、短中期では製品普及の早いロボティクス・マッピング領域中心に継続的な顧客製品化及び市場販売の拡大を目指しながら、中長期では更なる注力領域の拡大と製品関連売上の積み上げ、飛躍的な利益拡大を目指してまいります。加えて、販売戦略として、人工知覚と補完性が高いセンサ・半導体企業、システムインテグレータ、技術商社との提携拡大を通して、販売チャンネルとラインナップの拡大を進めています。

市場環境については、人と人の交流や共同作業を要しないオペレーションの省人化やリモート化需要が全ての産業で急増しており、特に、物流・製造・建設・インフラ等の領域におけるロボティクス・マッピング等の自動化技術のニーズ増大が顕著であります。加えて、足元での人工知能技術の進化に伴い、機械と現実空間を繋げる人工知覚のニーズの今後益々の拡大が見込まれています。この影響により、更なる顧客製品化に向けた案件は着実に進捗しており、足元で特に注力しているロボティクス・マッピングに加えて、自動運転やその他次世代産業など特定の技術領域や産業での利用に限定されない幅広い範囲でのSLAM産業の高成長及び当社グループ技術の社会実装に伴う収益機会の拡大を引き続き見込んでおります。

(3) 経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討

経営成績

デジタルツイン領域の強化による、商用向けハードウェアパッケージ販売の拡大などにより、売上拡大を継続しております。

継続的な事業拡大及び体制拡大に伴い、販売費及び一般管理費は1,140,926千円（前年同期比18.1%増）に増加し、主な内訳は人件費378,379千円、経費及び償却費382,059千円、研究開発費378,305千円であります。その他、為替レートの変動による為替差益21,538千円（前年同期比94.4%減）、研究開発に対する補助金収入46,844千円、取得した固定資産の評価減に伴う減損損失57,428千円が発生しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は517,549千円（前年同期比5.4%増）、営業損失は800,595千円（前年同期は営業損失527,176千円）、経常損失は743,274千円（前年同期は経常損失50,494千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は801,723千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失69,918千円）となりました。

なお、当社グループは、AP事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 生産、受注及び販売の状況

生産実績

当連結会計年度における生産実績は、当社グループ全体の事業活動において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

受注実績

当連結会計年度における受注生産に関する実績は、当社グループ全体の事業活動において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

(単位：千円)

セグメントの名称	販売高	前年同期比(%)
AP事業	517,549	105.4%
合計	517,549	105.4%

(単位：千円)

顧客	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高	割合	販売高	割合
株式会社 神戸清光		%	88,119	17.0%
Whale Dynamic Holding (Hong Kong) Limited	240,000	48.9%	62,530	12.1%
株式会社 アクティブリテック		%	60,021	11.6%

(注) 1 前連結会計年度又は当連結会計年度の総販売実績に対する割合が10%未満の場合、該当する連結会計年度の実績値の記載を省略しております。

財政状態

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は2,882,149千円(前連結会計年度末比928,548千円増)となりました。これは主に、現金及び預金の増加(同874,125千円増)、売掛金及び契約資産の増加(同59,081千円増)及び棚卸資産の増加(同27,318千円増)によるものであります。

また、固定資産は528,992千円(前連結会計年度末比104,177千円増加)となりました。これは主に、投資有価証券が増加(同100,000千円増)したことによるものであります。

以上の結果、資産合計は3,411,142千円(前連結会計年度末比1,032,726千円増)となりました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は273,151千円(前連結会計年度末比7,735千円減)となりました。これは主に、未払法人税等の減少(同10,137千円減)によるものであります。

また、固定負債は6,886千円(前連結会計年度末170千円増)となりました。

以上の結果、負債合計は280,037千円(前連結会計年度末比7,565千円減)となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は3,131,104千円(前連結会計年度末比1,040,291千円増)となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純損失(801,723千円)、株式発行に伴う資本金及び資本剰余金の増加(前連結会計年度末比計1,860,463千円増)及び為替換算調整勘定の減少(同20,324千円減)によるものであります。

キャッシュ・フロー

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、815,067千円の支出(前年同期は490,837千円の支出)となりました。こ

これは主に、税金等調整前当期純損失800,703千円、賞与引当金の増加額11,915千円、為替差益24,636千円、株式報酬費用10,410千円、減損損失57,428千円、棚卸資産の増加額27,154千円及び売上債権及び契約資産の増加額58,417千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、161,796千円の支出（前年同期は432,784千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出57,428千円、投資有価証券の取得による支出100,000千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは1,850,764千円の収入（前年同期は1,759,564千円の収入）となりました。これは主に、株式の発行による収入1,845,102千円によるものです。

以上の他、現金及び現金同等物に係る換算差額の影響もあり、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末と比べ874,125千円増加し、2,593,858千円となりました。

資本の財源及び資金の流動性に関する分析

当社グループは、円滑な事業活動に必要なレベルの流動性の確保と財務の健全性・安定性維持を資金政策の基本方針とし、事業展開および研究開発に係る資金需要に対して機動的に対応できるだけの十分な現金及び現金同等物の保有を図っております。

当社グループは、アルゴリズムの研究開発による事業を行っていることから運転資金の大部分は研究開発費を含む人件費関連コストであり、かつ少数の従業員での事業展開を行ってきております。したがって、必要となる運転資金の水準は相対的に低く、資金需要を満たすための資金は、原則として、営業活動によるキャッシュ・フローを財源といたします。しかしながら、ロボティクス・自動運転・ドローン等多くの産業で自動化技術のニーズが高まりAP（人工知覚）関連産業の規模拡大が見込まれる中で、AP（人工知覚）市場における專業独立企業としてのシェアの維持・更なる拡大を推進するための中長期的な経営体制を構築するため、必要に応じて金融機関からの借入・新規株式発行を含む資金調達を実行し、顧客製品化案件の拡大を含む当社グループの中長期における飛躍的な成長を目指してまいります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、当社独自のAP(人工知覚)技術の研究と開発を行っております。

当社グループの研究開発体制としては、英国子会社Kudan Limitedを主要な研究開発拠点としており、研究開発エンジニアが多く在籍しております。最先端技術を活用し、スピード感を持って研究開発を進めるべく、博士研究員やPhDを中心に、優秀な人材を国籍を問わず採用しています。

2021年3月期には、当業界における当社グループの優位性を強化するため、同研究分野を世界的にリードしている独ミュンヘン工科大学発のArtisense Corporation（本社：米国カリフォルニア州、以下アーティセンス社）をグループ会社化しました。これにより、アーティセンス社の独自技術である次世代アルゴリズム（直接法SLAM）や、人工知覚と人工知能の融合技術（GN-net）等を販売ラインナップに加え、より幅広い顧客ニーズへの対応を強化しました。

2023年3月期には、技術戦略における複数のマイルストーンを達成いたしました。一つ目は、アーティセンス社の直接法SLAMと当社が従来から保有する間接法SLAMとのハイブリッド化に成功し、基本性能の向上を実現しました。二つ目は、当社技術を組み込んだ顧客の商用製品の販売開始（顧客製品化）を複数達成し、中でもIntel社のロボット開発プラットフォームへの本格採用は、当技術領域の専門企業による世界初の手導体メーカーのプラットフォームへの商用SLAM採用として、業界における大きなマイルストーンとなりました。三つ目は、今後の更なる顧客製品化の促進のため、顧客製品の開発・試験運用の期間を短縮し、直接製品として実用化も可能な、マッピング用製品向けパッケージを当社グループ自ら開発、販売開始しております。前期2024年3月期には、今後の成長の二本柱となる「顧客製品化」と、当社人工知覚技術を活用して最終顧客に対して運用や付加価値サービスの提供までをパートナーと共に行う「ソリューション化」を推進してまいりました。顧客製品化においては、ドローンや自動運転などより幅広い領域における案件拡大を達成し、また、ロボット用の製品向けパッケージの販売を開始し、ロボティクス案件拡大の加

速に向けて取り組んでおります。ソリューション化においては、欧州の新エネルギー設備管理向けのデジタルツイン用途のソリューション提供が立ち上がり、案件の大型化に向けて進めております。これらにより、当社グループの技術優位性を大きく強化することができましたが、今後は公共案件を含むロボティクス・自動運転領域におけるソリューション化や半導体や生成AIを含む人工知能との技術融合なども推し進め、より革新性の高い人工知覚技術の開発を推進してまいります。なお、当期2025年3月期における研究開発費は、378,305千円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、研究開発機能の強化に必要となる設備投資を行っております。

第11期連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)において、重要な新規の設備投資はありません。
また、重要な設備の除売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりです。なお当社グループは、AP事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1) 提出会社

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物附属設備	工具、器具 及び備品	車両運搬具	合計	
本社 (東京都渋谷区)	事務所設備、コンピュータ周辺機器、研究開発用車両	0	0	0	0	14

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 本社は賃借しており、その年間賃料は18,775千円であります。

(2) 在外子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
			工具、器具 及び備品	車両運搬具	合計	
Kudan Limited	本社 (Bristol, United Kingdom)	コンピュータ周辺機器、研究開発用車両	0	0	0	26

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 本社は賃借しており、その年間賃料は14,389千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	26,000,000
計	26,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,283,267	11,284,367	東京証券取引所 (グロース)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。
計	11,283,267	11,284,367		

(注) 提出日現在発行数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は下記のとおりです。

以下の各表は当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

第5回新株予約権(2017年3月30日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (2025年3月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 1
新株予約権の数(個)	120[120] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	普通株式 24,000[24,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400 (注) 2
新株予約権の行使期間	2019年3月31日から 2027年3月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400 資本組入額 200
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は200株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合など、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができることとします。

2. (1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 各新株予約権行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の権利行使の場合を除く。)または自己株式の処分をする場合には、払込金額を次の算式をもって調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前の払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (3) 上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

3. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた

場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社
- 5 . 2018年9月13日開催の取締役会決議により、2018年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権(2017年6月28日株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (2025年3月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 3
新株予約権の数(個)	8 [8] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	普通株式 1,600 [1,600] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400 (注) 2
新株予約権の行使期間	2019年6月29日から 2027年6月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400 資本組入額 200
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は200株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合など、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができますこととします。

2. (1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 各新株予約権行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の権利行使の場合を除く。)または自己株式の処分をする場合には、払込金額を次の算式をもって調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前の払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (3) 上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

3. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社

- (4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

- 5 . 2018年9月13日開催の取締役会決議により、2018年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回新株予約権(2018年9月12日株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (2025年3月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 1
新株予約権の数(個)	10 [10] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	普通株式 2,000 [2,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	600 (注) 2
新株予約権の行使期間	2020年9月30日から 2028年9月2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 600 資本組入額 300
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は200株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合など、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができますこととします。

2. (1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 各新株予約権行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の権利行使の場合を除く。)または自己株式の処分をする場合には、払込金額を次の算式をもって調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前の払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (3) 上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

3. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社

- (4) 株式交換

- 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

第15回新株予約権

決議年月日	2022年9月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社従業員 19名
新株予約権の数(個)	111[109] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 11,100[10,900] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2023年1月1日から2032年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,270 資本組入額 1,135
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合など、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができます。

2. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、付与時から権利行使時まで継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、以下に定める場合には、以下に定める期間内に限り本新株予約権を行使することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が死亡したことで新株予約権者の相続人が新株予約権者が死亡した時点において行使可能な本新株予約権を相続した場合、当該相続人は新株予約権者が死亡した日から6か月間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、当該本新株予約権を行使することができない。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日

- から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (7) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

第16回新株予約権

決議年月日	2023年7月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社従業員及び入社予定者7名
新株予約権の数(個)	90[90](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,000[9,000] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2023年12月1日から2033年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,620 資本組入額 810
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合など、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができます。

2. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、付与時から権利行使時まで継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、以下に定める場合には、以下に定める期間内に限り本新株予約権を行使することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合)当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が死亡したことで新株予約権者の相続人が新株予約権者が死亡した時点において行使可能な本新株予約権を相続した場合、当該相続人は新株予約権者が死亡した日から6か月間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、当該本新株予約権を行使することができない。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。))又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日

- から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (7) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

第19回新株予約権

決議年月日	2024年9月20日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社従業員及び入社予定者4名	
新株予約権の数(個)	76[70](注)1	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式7,600[7,000](注)1	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	
新株予約権の行使期間	2024年10月7日から2034年9月30日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	1,605
	資本組入額	802.5
新株予約権の行使の条件	(注)2	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合など、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができます。

2. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、付与時から権利行使時まで継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、以下に定める場合には、以下に定める期間内に限り本新株予約権を行使することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合)当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が死亡したことで新株予約権者の相続人が新株予約権者が死亡した時点において行使可能な本新株予約権を相続した場合、当該相続人は新株予約権者が死亡した日から6か月間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、当該本新株予約権を行使することができない。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。))又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日

- から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (7) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、2024年6月3日開催の取締役会において、グロース・キャピタル株式会社と新株予約権の第三者割当て契約を締結することを決議し、2024年6月19日に当割当を実施しております。

(第18回新株予約権)

決議年月日	2024年6月3日
新株予約権の数	102個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 10,200株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	当初行使価額 3,020円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」といいます。)の94%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。(注)2、3
新株予約権の行使期間	2024年6月19日から2027年6月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。(注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできません。
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額	-

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であり、当該行使価額修正条項付新株予約権の特質は、以下のとおりであります。

- 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式1,000,000株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(注)2.(1)に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(ただし、割当株式数は調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
- 本新株予約権の行使価額の修正基準: 本新株予約権の行使価額は、2024年6月19日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の94%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。)に修正される。
- 行使価額の修正頻度: 行使の際に(注)1.(2)に該当する都度、修正される。
- 行使価額の下限: 1,812円(ただし、(注)3.に従い調整される。以下「下限行使価額」という。)
- 割当株式数の上限: 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,000,000株(2024年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は9.72%、割当株式数は100株で確定している。)
- 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額): 1,812,000,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
- 本新株予約権には、当社取締役会の決議により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設

けられている

2. 本新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、(注)2.(1)に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初3,020円とする。ただし、行使価額は(注)2.(2)又は(注)3.に従い、修正又は調整される。

(2) 行使価額の修正

行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正される。

前号による算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。ただし、下限行使価額は(注)3.に従い、調整される。

3. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、(注)3.(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(注)3.(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(注)3.(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は(注)3.(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)

の取得と引換えに(注)3.(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役

役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、

行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、（注）3.（2）の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、（注）3.（2）の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) （注）3.（2）の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) （注）3.（2）の規定にかかわらず、（注）3.（2）に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、（注）3.（2）に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

(本新株予約権の行使の停止)

当社は、当社取締役会決議により、割当予定先に対し、本新株予約権の行使を停止する旨の通知(以下「行使停止要請通知」といいます。)を行うことができます。

行使停止要請通知において、当社は割当予定先に本新株予約権の権利行使を停止する期間(以下「行使停止期間」といいます。)を指定します。当社が行使停止要請通知を行った場合には、割当予定先は、行使停止期間において本新株予約権を行使することができません。

いずれの行使停止期間の開始日も、2024年6月19日以降の日とし、いずれの行使停止期間の終了日も、2027年5月18日までとし、いずれの行使停止期間も90日間を上限とします。

(本新株予約権の取得に係る請求)

グロース・キャピタル株式会社は、2025年6月19日(同日を含みます。)以降のいずれかの取引日における終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合に、当該取引日以降の取引日に当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該時点で残存する本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、当該本新株予約権を取得します。

なお、上記の条項とは別に、本新株予約権の発行要項において、行使期間の末日において残存する本新株予約権がある場合、当社がかかる本新株予約権を払込金額と同額で取得する旨が規定されています。

(本新株予約権の譲渡)

本第三者割当て契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

6. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

7. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

グロース・キャピタル株式会社は、当社の大株主である大野智弘氏との間で、2024年6月19日から2027年6月18日までの期間において当社普通株式500,000株を借り受ける株式貸借契約を締結しています。

当該株式貸借契約において、グロース・キャピタル株式会社は、借り受ける当社普通株式の利用目的を本新株予約権の行使の結果取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しています。

8. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

(第18回新株予約権)

	中間会計期間 (2024年10月1日から 2025年3月31日まで)	第11期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		9,898
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		989,800
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		1,865.46
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)		1,852,143
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		9,898
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		989,800
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		1,865.46
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)		1,852,143

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注1)	589,400	7,680,800	1,110,039	1,620,355	1,110,039	1,620,355
2021年4月1日～ 2022年3月31日 (注1)	55,200	7,736,000	11,140	1,631,495	11,140	1,631,495
2021年8月1日 (注2)	-	7,736,000	1,610,355	21,140	-	1,631,495
2021年12月10日 (注3)	494,067	8,230,067	876,721	897,861	574,352	2,205,848
2022年4月1日～ 2022年8月30日 (注1)	227,900	8,457,967	282,096	1,179,958	282,096	2,487,944
2022年8月31日 (注4)	-	8,457,967	887,861	292,096	2,195,848	292,096
2022年9月1日～ 2023年3月31日 (注1)	51,300	8,509,267	53,604	345,700	53,604	345,700
2023年4月1日～ 2023年8月30日 (注1)	162,000	8,671,267	155,083	500,784	155,083	500,784
2023年8月31日 (注5)	-	8,671,267	489,329	11,455	489,329	11,455
2023年9月1日～ 2024年3月31日 (注1)	1,617,600	10,288,867	728,693	740,148	728,693	740,148
2024年4月1日～ 2024年8月30日 (注1)	990,600	11,279,467	926,914	1,667,063	926,914	1,667,063
2024年9月1日 (注6)	-	11,279,467	1,657,063	10,000	-	-
2024年9月2日～ 2025年3月31日 (注1)	3,800	11,283,267	3,317	13,317	3,317	1,670,380

(注) 1. 新株予約権の行使

- 2021年6月25日開催の定時株主総会の決議に基づき、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。なお、資本金の減資割合は98.7%となっております。
- 有償第三者割当 (Artisense Corporation株式の現物出資)
発行価格 2,937円 資本組入額 1,774円
- 2022年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。なお、資本金の減資割合は98.9%となっております。
- 2023年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。なお、資本金の減資割合は97.71%となっております。
- 2024年6月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。なお、資本金の減資割合は99.4%となっております。
- 2025年4月1日から2025年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,100株、資本金が1,049千円及び資本準備金が1,049千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		2	19	87	30	99	10,599	10,836	
所有株式数(単元)		93	2,432	11,043	10,393	372	88,309	112,642	19,067
所有株式数の割合(%)		0.082	2.159	9.803	9.226	0.330	78.397	100.00	

(注) 1. 自己株式542株は「個人その他」に5単元、「単元未満株式の状況」に42株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
大野 智弘	北海道虻田郡	2,814	24.94
UNION BANCAIRE PRIVEE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	RUE DU RHONE 96-98 1211 GENEVA 1 (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	788	6.99
グロース・キャピタル株式会社	東京都港区南青山3丁目8-40	500	4.43
株式会社ヘルシア	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬1225-4	324	2.88
高橋 秀明	東京都大田区	167	1.49
株式会社アグリ	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬1225-4	163	1.45
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	7 STRAITS VIEW, 28-01 MARINA ONE EAST TOWER SINGAPORE 018936 (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	81	0.72
DBS BANK LTD 700170 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	TNO-SECURITIES AND FIDUCIARY SERVICES OPERATIONS / 10 TOH GUAN ROAD. LEVEL 04-11, JURONG GATEWAY, SINGAPORE (東京都港区港南2丁目15-1)	51	0.45
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	50	0.45
蓑田 光弘	兵庫県神戸市長田区	48	0.45
計		4,989	44.22

(注) 1. 当社代表取締役である大野智弘氏から、2025年3月17日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、当社株式を3,314,200株所有している旨の報告を受けております。上記大株主の状況は2025年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しておりますが、当所有株式数の差異は、当社資金調達に関する株式貸借契約によるものであります。

2. 「UNION BANCAIRE PRIVEE」「BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS」「DBS BANK LTD 700170」には当社従業員を含む海外居住者の所有する当社株式が含まれております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,263,700	112,637	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 19,067		
発行済株式総数	11,283,267		
総株主の議決権		112,637	

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) K u d a n株式会社	東京都渋谷区渋谷神南一丁目23番14号	500		500	0.00
計		500		500	0.00

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	45	108
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	542		542	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分に関する基本方針について、独立の社外役員が出席した取締役会における討議を経て決定しております。

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、代表取締役以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、ならびに監査等委員が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査等委員会設置会社であります。併せて代表取締役直轄の内部監査を実施することで、経営に対する監督の強化を図っております。具体的な内容は以下のとおりです。

経営戦略を迅速に実行していく必要がある一方で、社会的信用を得るために経営の健全性、透明性、及び客観性の観点から当該企業統治の体制を採用しております。

イ. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は提出日現在、代表取締役大野智弘、代表取締役CEO項大雨、取締役COO郝天、取締役美澤臣一、取締役小栗久典、取締役柴田裕亮、取締役三井田隆の7名で構成されております。取締役美澤臣一、取締役小栗久典、取締役柴田裕亮、取締役三井田隆の4名は社外取締役であります。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

当社の取締役は13名以内とする旨を定款で定めており、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨、定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票の方法によらない旨定款に定めております。

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。また、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

ロ. 監査等委員及び監査等委員会

当社の監査等委員会は提出日現在、監査等委員美澤臣一、小栗久典、三井田隆の3名で構成され、3名全てが社外取締役であります。監査等委員は高い専門的見地から取締役会その他重要な社内会議に出席し、取締役の意思決定・職務執行について適宜意見を述べております。監査等委員会は、監査計画に基づき監査を実施しております。また、内部監査責任者及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

ハ. 会計監査人

当社の会計監査人は、東光監査法人であり、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査を実施しております。

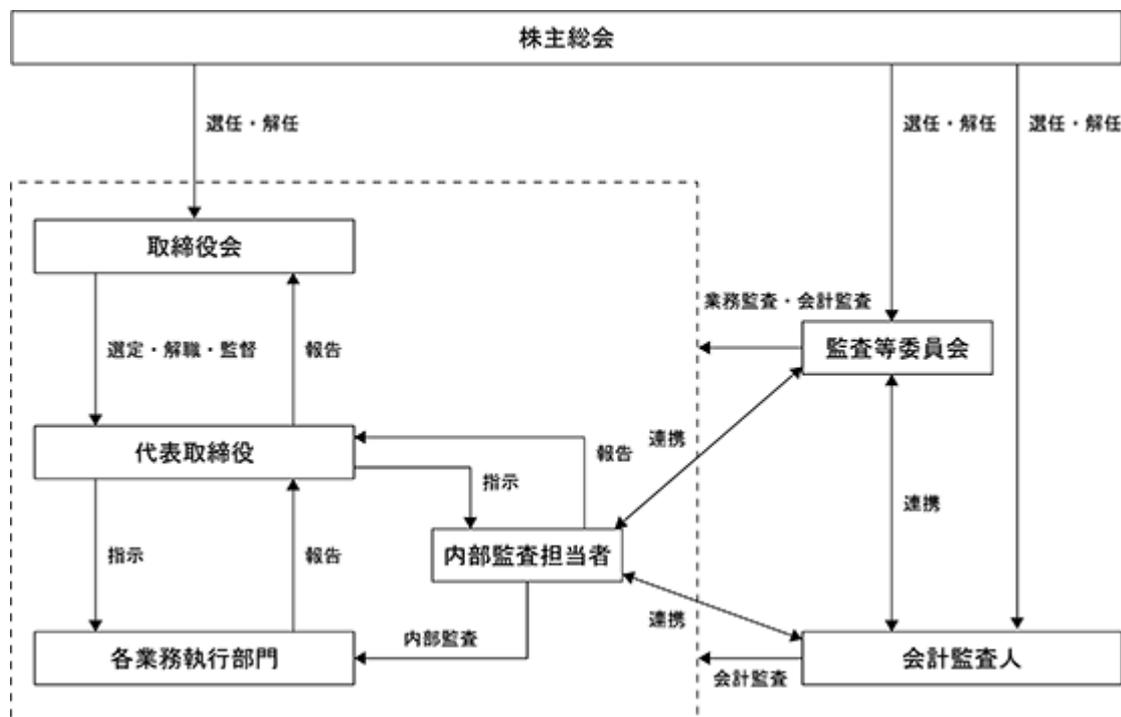
ニ. 株主総会

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ホ. 取締役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

ヘ. コーポレートガバナンス体制図



企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、内部統制に関する基本方針及び各種規程を制定し、内部統制システムを構築し、運用の徹底を図っております。当社は独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当者が、内部監査計画に従い、自己の属する部門を除く当社全部門に対して業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

）取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社では、役職員が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行うこととしております。
- (2) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。
- (3) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行うこととしております。
- (4) 監査等委員は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査することとしております。
- (5) 役職員の法令違反については、就業規則等に基づき、処罰の対象とすることとしております。

）取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理のための体制

- (1) 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書(電磁的記録を含む)は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理することとしております。
- (2) 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行うこととしております。

）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努めることとしております。
- (2) リスク管理規程を定め、災害、事故、システム障害等の不測の事態に備えております。

）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催することとしております。
- (2) 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行することとしております。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定することとしております。

）使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立することとしております。
- (2) 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営することとしております。

）役職員が監査等委員に報告するための体制

- (1) 役職員は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員に報告することとしております。
- (2) 役職員は、監査等委員の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告することとしております。

）その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、定期的に代表取締役と意見交換を行っております。
- (2) 監査等委員は、定期的に監査法人と意見交換を行うこととしております。
- (3) 監査等委員は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができることとしております。
- (4) 監査等委員は、定期的に内部監査責任者と意見交換を行い、連携の強化を図ることとしております。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理の統括責任者は管理部担当取締役です。当社では、物理的、経済的若しくは信用上の損失または不利益を生じさせるすべての可能性をリスクと定義し、リスクに関する措置、対応等については、「リスク管理規程」に定め、適切な対応を実施する体制を整えております。

ハ．子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では子会社の業務の適正を確保するために、関係会社管理規程を制定し、子会社の財政状態及び経営状況を適時に把握する体制を構築しております。また、子会社に対する内部監査も実施しており、当該業務の適正性を担保しております。

二．役員等賠償責任保険契約の状況

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者の業務遂行に関して提訴された損害賠償請求による損害（争訟費用を含みます。）を、当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の全ての取締役であり、全ての被保険者の保険料を当社が全額負担しております。但し、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

取締役会の活動状況

当事業年度における当社の取締役会の開催回数及び個々の取締役の出席状況については次のとおりでありま

す。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役	大野 智弘	13	13
代表取締役CEO	項 大雨	13	13
取締役CFO	中山 紘平	13	13
取締役COO	郝天	13	13
社外取締役	柴田 裕亮	13	13
社外取締役（監査等委員）	美澤 臣一	13	13
社外取締役（監査等委員）	村井 孝行	13	13
社外取締役（監査等委員）	小栗 久典	13	13
社外取締役（監査等委員）	三井田 隆	10	10

取締役会における主な検討事項として、当社グループの事業戦略及び事業展開上のリスクマネジメント状況や、経営管理体制の改善が挙げられます

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役	大野智弘	1969年11月22日	1993年6月 2000年5月 2002年3月 2005年4月 2006年5月 2011年1月 2014年11月 2014年12月	アンダーセン・コンサルティング 東京事務所(現アクセンチュア株 式会社) 入社 Andersen Consulting UK(現 Accenture UK) 転籍 SN Systems Limited(英国) 入社 株式会社 S N システムズ代表取締 役就任 Zen United Limited(英国) 設 立 取締役 KAYAC EUROPE LIMITED(現 Kudan Limited) 設立 代表取締役(現任) 当社 設立 取締役 当社 代表取締役(現任)	(注) 2	2,814,200
代表取締役 CEO	項大雨	1984年8月30日	2009年4月 2014年9月 2016年11月 2017年7月 2020年7月 2020年11月	トヨタ自動車株式会社 入社 マッキンゼー・アンド・カンパ ニー東京支社 入社 当社 入社 当社 取締役COO就任 Arteisense Corporation 取締役CEO就任(現任) 当社 代表取締役CEO就任(現 任)	(注) 2	29,800
取締役COO	郝天	1984年8月10日	2010年4月 2021年8月 2022年6月 2023年6月	日本エリクソン株式会社 (現 エリクソン・ジャパン株 式会社) 入社 当社 入社 当社 執行役員CRO就任 当社 取締役COO就任(現任)	(注) 2	
取締役	柴田裕亮	1982年8月5日	2005年3月 2010年9月 2015年5月 2019年1月 2020年1月 2021年6月	監査法人トーマツ(現 有限責任 監査法人トーマツ) 入所 野村證券株式会社出向 株式会社エボラブルアジア(現 株式会社エアトリ) 取締役CFO 就任 株式会社エボラブルアジア(現 株式会社エアトリ) 代表取締役 CFO就任 株式会社エアトリ 代表取締役社 長兼CFO就任(現任) 当社 取締役就任(現任)	(注) 2	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役(監査等委員)	美澤臣一	1960年6月22日	1984年4月 西武建設株式会社 入社 1989年4月 大和証券株式会社(現株式会社大和証券グループ本社) 入社 1997年7月 ディー・ブレイン証券株式会社 設立 代表取締役社長 1999年7月 トランス・コスモス株式会社 入社 事業企画開発本部副本部長 2000年6月 同社 取締役 2001年4月 同社 常務取締役事業推進本部長 2002年10月 同社 専務取締役 2004年4月 同社 専務取締役CFO(最高財務責任者) 2006年5月 コ・クリエーションパートナーズ株式会社 代表取締役(現任) 2008年9月 株式会社マクロミル 社外取締役 2009年7月 株式会社フロンティアインターナショナル 社外取締役(現任) 2011年7月 株式会社ザッパラス 社外取締役(現任) 2013年6月 ミナトエレクトロニクス株式会社(現 ミナトホールディングス株式会社)社外監査役 2014年3月 JIG-SAW株式会社社外監査役 2015年6月 当社 社外取締役 2016年3月 JIG-SAW株式会社取締役 監査等委員(現任) 2020年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	40,000
取締役(監査等委員)	小栗久典	1969年9月8日	1992年4月 株式会社東芝 入社 2001年10月 竹田稔法律事務所 入所 2010年1月 外国共同事務所ジョーンズ・デイ法律事務所 入所 2012年4月 内田・鯨島法律事務所(現弁護士法人内田・鯨島法律事務所)入所 2014年1月 同事務所 パートナー(現任) 2017年4月 当社 監査役 2018年4月 株式会社ハウテレビジョン 監査役(現任) 2019年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	
取締役(監査等委員)	三井田隆	1985年9月16日	2008年9月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2013年9月 三井田公認会計士事務所 代表(現任) 2014年7月 WORLD TROTTER 株式会社 代表取締役(現任) 2024年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	
計					2,884,000

(注)1. 取締役美澤臣一、小栗久典、柴田裕亮及び三井田隆は、社外取締役であります。

2. 任期は2025年6月27日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 任期は2025年6月27日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 任期は2024年6月26日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

提出日現在、当社は社外取締役4名を選任しております。

当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外取締役について、専門家としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、客観性、中立性ある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しており、当目的にかなう専門的知識と経験を有していること、また会社との関係、代表取締役その他の取締役及び主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れのない者であることを社外取締役の選考基準としております。

社外取締役美澤臣一は、過去に上場会社の財務執行責任者として豊富な経験を有しており、財務並びに会計の

知見及び企業経営に関する経験を当社取締役会におけるモニタリングに活かして頂けるとの判断で、社外取締役に選任しております。当社株式を40,000株保有しておりますが、持株比率は僅少であるため、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

社外取締役小栗久典は、弁護士及び弁理士としての高度な人格と法務・知的財産に関する専門的知識を有しており、当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を行うために適任であると判断し、社外取締役に選任しております。当社と同氏との間に記載すべき利害関係はなく、独立性も確保されていることから、一般株主との利益相反の恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

社外取締役柴田裕亮は、公認会計士としての財務及び会計に関する高度な知見を有しており、上場会社の財務執行責任者としての豊富な経験を有しており、財務及び会計の知見並びに企業経営に関する経験を当社取締役会におけるモニタリングに活かし、当社経営の意思決定の健全性の確保・経営監督の強化のために有益なご意見や率直なご指摘を行っていただく役割を果たしていただくことが期待できるものと判断し、社外取締役に選任しております。当社と同氏との間に記載すべき利害関係はなく、独立性も確保されていることから、一般株主との利益相反の恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

社外取締役三井田隆は、公認会計士としての財務及び会計に関する高度な知見を有しており、その知識経験に基づき、コンプライアンス、リスク管理及び内部統制に関して、当社経営に対して中立的な立場からの助言を行うとともに、偏りのない経営の監督・監視を行っていただく役割を果たしていただくことが期待できるものと判断し、社外取締役に選任しております。当社と同氏との間に記載すべき利害関係はなく、独立性も確保されていることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会監査は、毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、関係者への意見聴取によって実施されております。

また、当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名（3名全員が社外取締役）により構成されております。各監査等委員は定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査等委員会において、情報共有を図っております。当期における個々の監査等委員の活動状況については次のとおりであります。

氏名	主な活動状況
美 澤 臣 一	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会の全回に出席し、上場会社の財務執行責任者経験者としての豊富な経験に基づき、必要な発言を行っております。
小 栗 久 典	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会の全回に出席し、弁護士・弁理士としての専門的見地に基づき、必要な発言を行っております。
三 井 田 隆	監査等委員就任後の当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、議案、審議等について必要な発言を適宜行っております。また、監査等委員就任後の監査等委員会の全回に出席し、公認会計士としての専門的見地に基づき、必要な発言を行っております。

監査等委員会における主な検討事項として、当社グループの事業戦略及び事業展開上のリスクマネジメント状況や、経営管理体制及び内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人との連携等が挙げられます。

常勤監査等委員は監査活動、社内の状況、内部通報、労務の状況等について監査等委員会で報告し、情報共有を図っております。

常勤監査等委員は、日常的に重要な決裁書類を閲覧し、管理体制や業務の遂行等会社の状況を把握しております。また、必要に応じて随時、各部門責任者とのコミュニケーションを図っており、社内の情報の収集及び他の社外取締役との情報の共有に努めております。

内部監査の状況

当社は、内部監査の専門部署及び専任の内部監査担当者は設置せず、代表取締役が任命した内部監査担当者の下、外部の専門家に内部監査業務を委託しております。

内部監査担当者は、当社の業務及び制度に精通した従業員が担当しており、担当社員が所属している部署の内部監査については、代表取締役が別部署又は外部から任命し、相互監査が可能な体制にて運用しております。内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と定期的に会合を開催し、監査に必要な情報の共有化を図っております。また、内部監査担当者は、取締役会及び監査等委員会への出席等を通じて、代表取締役、取締役会及び監査等委員会に直接内部監査における発見事項等の報告を行う仕組みとなっております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

東光監査法人

b 継続監査期間

1年間

c 業務を執行した公認会計士

指定社員・業務執行社員 安彦 潤也

指定社員・業務執行社員 前川 裕之

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定につきまして、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査法人の品質管理体制、独立性、専門性、不正リスク対応、職務遂行状況、監査報酬の妥当性等を考慮し、選定することとしております。

東光監査法人とした理由は、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性、不正リスク対応、職務遂行状況、監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためです。また、解任及び不再任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める、いずれかの事由に該当すると認められる場合、又は、公認会計士法に違反・抵触する状況にある場合、監査等委員会は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。さらに、監査等委員会は、会社計算規則に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、適正に実施されることを確保できないと認められる場合、その他必要と判断される場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、同監査法人または同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。

f 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況の報告や、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を監査に関する品質管理基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

この結果、監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると評価しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第10期（連結・個別） EY新日本有限責任監査法人

第11期（連結・個別） 東光監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

東光監査法人

退任する監査公認会計士の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当該異動の年月日

2024年6月26日

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士となった年月日

2018年9月20日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、2024年6月26日開催の第10期定時株主総会終了の時をもって任期満了となりました。当該会計監査人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えていると考えておりますが、監査等委員会は、当該会計監査人による監査継続期間が長期にわたること等から、会計監査人を見直すこととしました。これに伴い、新たに東光監査法人を会計監査人として選任するものであります。

東光監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独

立性、品質管理体制、監査体制及び監査報酬等を総合的に勘案した結果、同監査法人が会計監査人として適任であると判断しております。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であるとの回答を得ております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	31,000		24,940	
連結子会社				
計	31,000		24,940	

(注) 前連結会計年度において、上表の提出会社の監査証明業務に基づく報酬のほか、前々連結会計年度の提出会社の監査証明業務に基づく追加報酬として10百万円を支出しております。

b 監査公認会計士と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、規模・業務の特性等を勘案し適切に決定しております。

e 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び監査報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を定めております。その概要は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社全体の業績、業績に対する個々人の貢献度等を勘案して年額を決定し、その内容は全て固定の基本報酬（金銭報酬）のみとしております

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第5回定時株主総会において年額200百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第5回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

当社においては、2025年6月27日開催の取締役会決議に基づき代表取締役である大野智弘に取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定することを委任しております。その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬（金銭報酬）の額の決定としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役であり、かつ当社の創業者でもある大野智弘が最も適しているからであります。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、上記のとおり取締役会の委任に基づき代表取締役である大野智弘が決定したものでありますが、取締役会としましては、過年度の報酬等とも比較して当社の業績や当該業績に対する個々人の貢献を踏まえたものとなっており、上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	56,249	56,249				4
監査等委員 (社外取締役を除く)						
社外役員	15,750	15,750				5

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、専ら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しています。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、中長期的な視点に立ち、業務提携等に基づく協業を行うことを目的とし、株式を保有する場合があります。保有する株式については、毎年、取締役会において、その保有目的並びに経済合理性を精査し、保有の適否を検証しています。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	500,000

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	100,000	成長支援のため

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、同規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日)の財務諸表について、東光監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等に的確に対応できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへ参加しています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,719,733	2,593,858
売掛金及び契約資産	¹ 123,432	¹ 182,513
営業投資有価証券	32,964	32,964
棚卸資産	² 12,522	² 39,840
短期貸付金	7,347	7,291
未収還付法人税等	1	7,420
未収還付消費税等	3,307	10,663
その他	57,965	13,506
貸倒引当金	3,673	5,910
流動資産合計	1,953,600	2,882,149
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	3 0	3 0
工具、器具及び備品（純額）	3 0	3 0
車両運搬具（純額）	3 0	3 0
有形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	400,000	500,000
差入保証金	24,807	28,985
その他	7	7
投資その他の資産合計	424,815	528,992
固定資産合計	424,815	528,992
資産合計	2,378,416	3,411,142
負債の部		
流動負債		
買掛金		4,565
未払金	24,572	34,025
短期借入金	200,000	200,000
未払法人税等	11,531	1,393
契約負債	10,090	383
賞与引当金		11,988
預り金	7,464	5,839
その他	27,228	14,956
流動負債合計	280,887	273,151
固定負債		
繰延税金負債	6,716	6,886
固定負債合計	6,716	6,886
負債合計	287,603	280,037
純資産の部		
株主資本		
資本金	740,148	13,317
資本剰余金	1,776,028	3,927,201
利益剰余金	160,307	205,294
自己株式	1,704	1,812
株主資本合計	2,674,779	3,733,411
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	597,945	618,269
その他有価証券評価差額金	13,284	13,114
その他の包括利益累計額合計	584,661	605,155
新株予約権	695	2,849
純資産合計	2,090,813	3,131,104
負債純資産合計	2,378,416	3,411,142

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	1 490,952	1 517,549
売上原価	51,952	177,217
売上総利益	439,000	340,331
販売費及び一般管理費	2, 3 966,177	2, 3 1,140,926
営業損失()	527,176	800,595
営業外収益		
受取利息	12	1,471
為替差益	384,399	21,538
補助金収入	100,457	46,844
その他	188	129
営業外収益合計	485,058	69,984
営業外費用		
支払利息	3,658	4,194
株式交付費	956	1,334
貸倒引当金繰入額	3,673	
貸倒損失		6,603
その他	88	532
営業外費用合計	8,376	12,664
経常損失()	50,494	743,274
特別損失		
減損損失	4 18,249	4 57,428
その他	0	0
特別損失合計	18,249	57,429
税金等調整前当期純損失()	68,743	800,703
法人税、住民税及び事業税	1,174	1,020
法人税等合計	1,174	1,020
当期純損失()	69,918	801,723
親会社株主に帰属する当期純損失()	69,918	801,723

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
当期純損失()	69,918	801,723
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金		170
為替換算調整勘定	363,410	20,324
その他の包括利益合計	363,410	20,494
包括利益	433,328	822,217
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	433,328	822,217
非支配株主に係る包括利益		

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
						その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	345,700	965,814	332,666	1,645	977,203	13,284	234,535	221,251	3,829	759,781
当期変動額										
親会社株主に帰属する当期純損失()			69,918		69,918					69,918
減資	489,329	489,329								
欠損填補		562,891	562,891							
新株の発行	883,776	883,776			1,767,553					1,767,553
自己株式の取得				58	58					58
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							363,410	363,410	3,134	366,544
当期変動額合計	394,447	810,213	492,973	58	1,697,576		363,410	363,410	3,134	1,331,031
当期末残高	740,148	1,776,028	160,307	1,704	2,674,779	13,284	597,945	584,661	695	2,090,813

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
						その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	740,148	1,776,028	160,307	1,704	2,674,779	13,284	597,945	584,661	695	2,090,813
当期変動額										
親会社株主に帰属する当期純損失()			801,723		801,723					801,723
減資	1,657,063	1,657,063								
欠損填補		436,121	436,121							
新株の発行	930,231	930,231			1,860,463					1,860,463
自己株式の取得				108	108					108
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						170	20,324	20,494	2,154	18,340
当期変動額合計	726,831	2,151,173	365,601	108	1,058,632	170	20,324	20,494	2,154	1,040,291
当期末残高	13,317	3,927,201	205,294	1,812	3,733,411	13,114	618,269	605,155	2,849	3,131,104

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	68,743	800,703
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,661	2,181
賞与引当金の増減額(は減少)		11,915
為替差損益(は益)	390,608	24,636
受取利息	12	1,471
支払利息	3,658	4,194
株式交付費	956	1,334
株式報酬費用	3,838	10,410
減損損失	18,249	57,428
補助金収入	100,457	46,844
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	41,901	58,417
棚卸資産の増減額(は増加)	12,266	27,154
仕入債務の増減額(は減少)	183	4,565
その他	27,143	16,072
小計	610,952	851,123
利息の受取額	12	1,471
利息の支払額	3,658	4,194
補助金収入の受取額	107,217	46,844
法人税等の支払額	958	8,065
法人税等の還付額	17,502	
営業活動によるキャッシュ・フロー	490,837	815,067
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	18,249	57,428
貸付けによる支出	7,347	
投資有価証券の取得による支出	400,000	100,000
差入保証金の差入による支出	8,294	4,368
差入保証金の回収による収入	1,107	
投資活動によるキャッシュ・フロー	432,784	161,796
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	1,755,991	1,845,102
自己株式の取得による支出	58	108
新株予約権の発行による収入	3,632	5,770
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,759,564	1,850,764
現金及び現金同等物に係る換算差額	31,713	224
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	867,656	874,125
現金及び現金同等物の期首残高	852,076	1,719,733
現金及び現金同等物の期末残高	1,719,733	2,593,858

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

5社

連結子会社の名称

Kudan Limited

Kudan USA LLC

Kudan Vision株式会社

Artisense Corporation

Kudan Germany GmbH

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Kudan Limited、Kudan USA LLC、Kudan Vision株式会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

Artisense Corporation、Kudan Germany GmbHは、決算日が12月31日と連結決算日と異なるものの、連結決算日での仮決算を行った財務諸表を使用して、連結決算を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

b 営業投資有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 主として 10年

工具、器具及び備品 主として 3～5年

車両運搬具 主として 5年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 2年（社内における利用可能期間）

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

また、ソフトウェアライセンス、開発受託、保守・サポート契約、ハードウェア販売のうち、履行義務が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配することであると判断する代理人取引に該当する場合は顧客から受け取ると見込まれる金額から仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループが主な事業としているソフトウェアライセンス、開発受託、保守・サポート契約、ハードウェア販売について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、それぞれ以下の通り収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

ソフトウェアライセンス

ソフトウェアライセンスの主な内容はSLAM (Simultaneous Localization and Mapping) ソフトウェアの提供であり、この履行義務は、約束した財又はサービスを顧客に引き渡した時点で充足すると判断しております。そのため、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

開発受託

開発受託の主な内容は当社SLAMソフトウェアを用いた顧客製品化に向けた開発支援であり、この履行義務はプロジェクトの進捗に応じて履行義務を充足していくと判断しております。そのため、合理的な進捗度の見積もりができるものについては主として見積総原価に対する実際の発生原価の割合に基づき算定しております。なお、合理的な進捗度の見積もりができない場合、進捗分に係る費用を回収できるものについては、原価回収基準に基づいて収益を認識しております。

保守・サポート契約

保守・サポート契約の主な内容は当社SLAMソフトウェアを利用する顧客に対する保守・サポート業務の提供であり、この履行義務は、サービス提供期間にわたり充足していくと判断しております。そのため、主に約束したサービス提供期間内での期間の経過につれて収益を認識しております。

ハードウェア販売

ハードウェア販売の主な内容は当社SLAMソフトウェアを搭載したハードウェアの提供であり、この履行義務は、約束した財又はサービスを顧客に引き渡した時点で充足すると判断しております。そのため、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

投資有価証券の評価

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
投資有価証券	400,000千円	500,000千円
市場価格のない株式等	400,000千円	500,000千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、当連結会計年度において、2024年1月にWhale Dynamic Holding Limitedと締結した出資契約に基づき、2024年10月に同社の一部株式を100,000千円で取得しております。株式の取得に当たり、同社の将来の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの現在価値から算定された株式価値評価を基礎として、取得価額の合理性を評価しております。

その他有価証券で市場価格のない株式については、実質価額が取得原価に比べ50%程度以上低下した場合には実質価額まで減額を行うこととしております。実質価額は、通常は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に、原則として資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額ですが、会社の超過収益力や経営権等を反映して、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当高い価額が実質価額として評価される場合があります。

算出方法

非上場株式等の評価において、投資先の財政状態が悪化し、株式の実質価額が著しく下落した場合には、取得価額を実質価額まで減額しております。また、投資先の超過収益力を反映した価額で取得した株式については、取得時に把握した超過収益力が引き続き存続する場合に、投資先の純資産持分相当額に超過収益力を加味して株式の実質価額を算定しております。

主要な仮定

事業計画の策定にあたり、将来の売上高の予測をする上でその基礎となる販売数量を主要な仮定としております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

投資先の業績不振や財政状態の悪化により、現状の帳簿価額に反映されていない損失又は帳簿価額の回収不能が生じ、減損処理が必要となる可能性があります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(連結貸借対照表関係)

- 1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
売掛金	123,432千円	182,513千円
契約資産	"	"

- 2 棚卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
商品及び製品	千円	32,100千円
原材料及び貯蔵品	12,522 "	7,740 "
計	12,522 "	39,840 "

- 3 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
建物附属設備	21千円	21千円
工具、器具及び備品	49,852 "	49,229 "
車両運搬具	305 "	310 "
計	50,178 "	49,560 "

- 4 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	200,000千円	200,000千円
借入実行残高	200,000 "	200,000 "
差引借入未実行残高	"	"

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給与	259,955千円	259,976千円
支払報酬	90,874 "	77,091 "
研究開発費	320,714 "	378,305 "
役員報酬	67,224 "	75,066 "

3 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	320,714千円	378,305千円

4 減損損失

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
Tokyo, Japan	事業用資産	車両運搬具、工具、器具及び備品	8,128
Bristol, United Kingdom	事業用資産	工具、器具及び備品	8,506
Munich, Germany	事業用資産	工具、器具及び備品	344
Torance, California, United States	事業用資産	工具、器具及び備品	1,270

当社グループは、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていること等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少金額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、回収可能価額を零として算定しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
Tokyo, Japan	事業用資産	車両運搬具、工具、器具及び備品、ソフトウェア	37,152
Bristol, United Kingdom	事業用資産	工具、器具及び備品	10,092
Munich, Germany	事業用資産	工具、器具及び備品	9,761
Torance, California, United States	事業用資産	工具、器具及び備品	422

当社グループは、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていること等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少金額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、回収可能価額を零として算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額		
組替調整額		
法人税等及び税効果調整前		
法人税等及び税効果額		170
その他有価証券評価差額金		170
為替換算調整勘定：		
当期発生額	363,410	20,324
その他の包括利益合計	363,410	20,494

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	8,509,267	1,779,600		10,288,867

注 普通株式の発行済株式数の増加は、新株予約権の行使による増加1,779,600株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	450	47		497

注 普通株式の自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加47株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	行使価額修正条項付第13回新株予約権	普通株式	88,200		88,200		
提出会社	行使価額修正条項付第14回新株予約権	普通株式	71,000		71,000		
提出会社	行使価額修正条項付第15回新株予約権	普通株式	22,100		7,200	14,900	0
提出会社	行使価額修正条項付第16回新株予約権	普通株式		10,400		10,400	695
提出会社	行使価額修正条項付第17回新株予約権	普通株式		1,600,000	1,600,000		
合計			181,300	1,610,400	1,766,400	25,300	695

注 当連結会計年度の増加は新株予約権の発行によるものであり、減少は新株予約権の行使によるものであります。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,288,867	994,400		11,283,267

注 普通株式の発行済株式数の増加は、新株予約権の行使による増加9,944株であります。

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	497	45		542

注 普通株式の自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加45株であります。

3．新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(千円)	
			当連結会計年度期首	増加	減少		当連結会計年度末
提出会社	第15回新株予約権	普通株式	14,900		3,800	11,100	525
提出会社	第16回新株予約権	普通株式	10,400		1,400	9,000	2,264
提出会社	行使価額修正条項付第18回新株予約権	普通株式		1,000,000	989,800	10,200	58
提出会社	第19回新株予約権	普通株式		10,400	2,800	7,600	0
合計			25,300	1,010,400	997,800	37,900	2,849

注 当連結会計年度の増加は新株予約権の発行によるものであり、減少は新株予約権の行使及び権利失効によるものであります。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金	1,719,733千円	2,593,858千円
現金及び現金同等物	1,719,733 "	2,593,858 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	45,158千円	40,213千円
1年超	34,105 "	21,712 "
合計	79,263千円	61,926千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余裕資金の運用を短期的な預金により行い、資金調達を増資及び借入により行っております。また、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は事務所の賃借に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。貸付金については変動金利を適用しており、金利変動リスクに晒されております。営業投資有価証券のうち、上場株式については市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である、買掛金、未払金及び短期借入金は、その全てが1年以内の支払期日であります。支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

未払法人税等は、その決済時において流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、当社グループは適時に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権について、取引先毎に与信限度額を定めると同時に、取引規模に応じ信用調査を行っています。

市場リスク(為替等の変動リスク)の管理

為替変動についての継続的なモニタリングを行うことで為替リスクを管理しています。

営業債務及び借入債務等に係る流動性リスクの管理

適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。また、資金管理体制に関しては、親会社が集中して資金調達を行い子会社へ資金供給するグループファイナンス方針を採っております。

金利リスクの管理

貸付・借入条件を適時に見直すことにより金利変動リスクの低減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
営業投資有価証券	30,000	30,000	
差入保証金	24,807	24,005	802
資産計	54,807	54,005	802
短期借入金	200,000	199,880	120
負債計	200,000	199,880	120

- (1) 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「短期貸付金」、「未収還付法人税等」、「未収還付消費税等」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等は、「営業投資有価証券」には含まれておりません。
当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2024年3月31日
営業投資有価証券	
非上場株式	2,964
投資有価証券	
非上場株式	400,000

当連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
営業投資有価証券	30,000	30,000	
差入保証金	28,985	28,222	762
資産計	58,985	58,222	762
短期借入金	200,000	199,856	143
負債計	200,000	199,856	143

(1) 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「短期貸付金」、「買掛金」、「未払金」、「未収還付法人税等」、「未収還付消費税等」、「未払法人税等」、「契約負債」、「賞与引当金」、「預り金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等は、「営業投資有価証券」には含まれておりません。
当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2025年3月31日
営業投資有価証券	
非上場株式	2,964
投資有価証券	
非上場株式	500,000

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
差入保証金		24,807		
合計		24,807		

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
差入保証金	15,671	13,314		
合計	15,671	13,314		

(注2) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000					
合計	200,000					

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000					
合計	200,000					

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳などに関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券	30,000			30,000
資産計	30,000			30,000

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券	30,000			30,000
資産計	30,000			30,000

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金		24,005		24,005
資産計		24,005		24,005
短期借入金		199,880		199,880
負債計		199,880		199,880

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金		28,222		28,222
資産計		28,222		28,222
短期借入金		199,856		199,856
負債計		199,856		199,856

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券

営業投資有価証券は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、差入先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、国債の利率がマイナスの場合、割引率をゼロとしております。

短期借入金

短期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
営業投資有価証券に属するもの			
株式	30,000	10,000	20,000
合計	30,000	10,000	20,000

非上場株式(連結貸借対照表計上額 402,964千円)については、市場価格がなく、上表の「その他有価証券」には含めていません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
営業投資有価証券に属するもの			
株式	30,000	10,000	20,000
合計	30,000	10,000	20,000

非上場株式(連結貸借対照表計上額 502,964千円)については、市場価格がなく、上表の「その他有価証券」には含めていません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の子会社であるKudan Limitedは、所在国(英国)の年金法に基づき加入が義務付けられた確定拠出型の年金制度に加入しております。

2. 確定拠出制度

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

確定拠出制度への要拠出額は9,491千円です。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

確定拠出制度への要拠出額は20,869千円です。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	3,838 千円	10,410 千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回新株予約権	第7回新株予約権	第10回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年3月13日	2017年6月13日	2018年9月13日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	子会社従業員 3名	子会社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 48,200株	普通株式 1,600株	普通株式 3,200株
付与日	2017年3月30日	2017年6月29日	2018年9月30日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象期間の定めなし	対象期間の定めなし	対象期間の定めなし
権利行使期間	2019年3月31日～ 2027年3月13日	2019年6月29日～ 2027年6月13日	2020年9月30日～ 2028年9月2日

	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第19回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年9月15日	2023年7月31日	2024年9月20日
付与対象者の区分及び人数	子会社従業員 19名	子会社従業員 7名	子会社従業員3名、当社従業員1名
株式の種類及び付与数	普通株式 26,600株	普通株式 10,400株	普通株式 10,400株
付与日	2022年10月4日	2023年8月15日	2024年10月7日
権利確定条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3
対象勤務期間	2022年10月4日～ 2026年12月1日	2023年7月1日～ 2027年11月1日	2024年7月1日～ 2028年6月30日
権利行使期間	2023年1月1日～ 2032年12月31日	2023年12月1日～ 2033年11月30日	2024年10月7日～ 2034年9月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2018年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株数を記載しております。

2. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要します。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限り

ではございません。

(2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものといたします。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、付与時から権利行使時まで継続して、当社又は当社子会社の取締役、

執行役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要します。

(2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は6か月間に限り認められます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)					
	第5回 新株予約権	第7回 新株予約権	第10回 新株予約権	第15回 新株予約権	第16回 新株予約権	第19回 新株予約権
権利確定前(株)						
前連結会計年度末				11,100	9,400	
付与						10,400
失効				1,900	800	
権利確定				3,400	2,900	4,500
未確定残				5,800	5,700	5,900
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	24,000	1,600	2,000	3,800	1,000	
権利確定				3,400	2,900	4,500
権利行使				1,400	400	2,800
失効				500	200	
未行使残	24,000	1,600	2,000	5,300	3,300	1,700

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株数を記載しております。

単価情報

	第5回新株予約権	第7回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	2017年3月13日	2017年6月13日	2018年9月13日
権利行使価格(円)	400	400	600
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価			

	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第19回新株予約権
決議年月日	2022年9月15日	2023年7月31日	2024年9月20日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,974	1,557	1,439
付与日における公正な評価単価	2,269	1,619	1,604

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の金額を記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過年度における退職率に基づき、権利不確定による失効数を見積算いたしました。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	21,017千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,216千円	千円
関係会社株式	513,635 "	577,923 "
税務上の繰越欠損金 (注) 2	1,167,264 "	1,307,665 "
その他	35,935 "	75,460 "
繰延税金資産小計	1,720,052千円	1,961,049千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	796,357 "	941,931 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	552,787 "	653,383 "
評価性引当額小計 (注) 1	1,349,144 "	1,592,837 "
繰延税金資産合計	370,907千円	368,212千円
繰延税金負債		
未収事業税	千円	2,477千円
連結子会社の時価評価差額	305,831 "	305,831 "
その他有価証券評価差額金	6,716 "	6,886 "
為替差益	65,075 "	59,902 "
繰延税金負債合計	377,623千円	375,098千円
繰延税金負債純額	6,716千円	6,886千円

(注) 1 評価性引当額の変動の主たる要因は、連結子会社Kudan Limitedにおいて、繰越欠損金に関する評価性引当額を118,274千円追加的に認識したことにとまなうものであります。

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)			1,167,264	1,167,264
評価性引当額			796,357	796,357
繰延税金資産			370,907	370,907

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)			1,307,665	1,307,665
評価性引当額			941,931	941,931
繰延税金資産			365,734	365,734

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.60%から34.43%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント(注1)	合計
	AP事業	
ソフトウェアライセンス	340,288	340,288
開発受託	97,452	97,452
ハードウェア販売	47,195	47,195
保守・サポート契約	4,409	4,409
その他	1,606	1,606
顧客との契約から生じる収益	490,952	490,952
外部顧客への売上高	490,952	490,952

(注)1. 当社グループの事業セグメントは、AP事業を主要な事業としております。AP事業は、機械（コンピュータやロボット）の「眼」に相当する人工知覚（AP）のアルゴリズムの研究開発を行い、主としてライセンス提供及び開発支援を行っております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント(注1)	合計
	AP事業	
ソフトウェアライセンス	85,409	85,409
開発受託	188,143	188,143
ハードウェア販売	237,407	237,407
保守・サポート契約	4,059	4,059
その他	2,530	2,530
顧客との契約から生じる収益	517,549	517,549
外部顧客への売上高	517,549	517,549

(注)1. 当社グループの事業セグメントは、AP事業を主要な事業としております。AP事業は、機械（コンピュータやロボット）の「眼」に相当する人工知覚（AP）のアルゴリズムの研究開発を行い、主としてライセンス提供及び開発支援を行っております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（当期首）	49,023	123,432
顧客との契約から生じた債権（当期末）	123,432	182,513
契約資産（当期首）	12,891	
契約資産（当期末）		
契約負債（当期首）		10,090
契約負債（当期末）	10,090	383

契約資産は、主に開発受託において進捗度の見積りに基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金です。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権へ振り替えられます。

契約負債は、主に顧客から受領した前受金です。契約負債は、主に契約の履行以前に顧客から受領した前受金です。収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は10,090千円でありま
す。

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の簡便法を使用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

事業セグメントは、当社グループの最高意思決定機関が経営資源の配分や業績評価を行うに当たり通常使用しており、財務情報が入手可能な構成単位として定義されております。当社では、事業セグメントは、開発している技術の性質に基づき決定されております。

当社グループは、AP事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結財務諸表の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

中国	日本	その他	合計
244,849	149,693	96,408	490,952

(注) 売上高は、顧客の所在する国又は地域により区分しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	英国	米国	ドイツ	合計
0	0	0	0	0

(注) 有形固定資産は、資産の所在する国又は地域により区分しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先は、以下のとおりです。

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Whale Dynamic Holding (Hong Kong) Limited	240,000	AP事業

(注) 売上高には、当該顧客と同一の企業集団に属する顧客に対する売上高を含めております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結財務諸表の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	その他	合計
352,163	62,530	102,855	517,549

(注) 売上高は、顧客の所在する国又は地域により区分しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	英国	米国	ドイツ	合計
0	0	0	0	0

(注) 有形固定資産は、資産の所在する国又は地域により区分しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先は、以下のとおりです。

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社 神戸清光	88,119	AP事業
Whale Dynamic Holding (Hong Kong) Limited	62,530	AP事業
株式会社 アクティブリテック	60,021	AP事業

(注) 売上高には、当該顧客と同一の企業集団に属する顧客に対する売上高を含めております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社グループは、AP事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社グループは、AP事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

記載すべき重要な事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	203円15銭	277円26銭
1株当たり当期純損失()	7円88銭	72円85銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

(注2) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額		
純資産の部の合計額(千円)	2,090,813	3,131,104
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	695	2,849
(うち新株予約権(千円))	695	2,849
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,090,118	3,128,255
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	10,288,370	11,282,725
1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	69,918	801,723
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 ()(千円)	69,918	801,723
普通株式の期中平均株式数(株)	8,872,858	11,004,731
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式の概要		

(重要な後発事象)

(剰余金の処分)

当社は、2025年5月26日に開催の取締役会において、2025年6月27日に開催予定の第11期定時株主総会において剰余金の処分に関する議案を付議することを決議いたしました。

(1) 剰余金の処分の目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、剰余金の処分を行うものであります。

具体的には、会社法第452条に基づき、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充当するものであります。

(2) 剰余金の処分の内容

その他資本剰余金のうち808,217,884円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金808,217,884円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金808,217,884円

(3) 剰余金の処分の日程(予定)

取締役会決議2025年5月26日

株主総会決議2025年6月27日

効力発生日2025年6月30日(予定)

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	200,000	2.1	
合計	200,000	200,000		

(注)「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (千円)	148,188	517,549
税金等調整前 中間(当期)純損失() (千円)	553,466	800,703
親会社株主に帰属する 中間(当期)純損失() (千円)	553,672	801,723
1株当たり 中間(当期)純損失() (円)	51.60	72.85

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,295,010	2,257,807
売掛金	1 509,525	1 842,561
商品及び製品		32,100
未収入金	1 156,876	1 181,088
未収還付法人税等	1	7,418
未収消費税等	3,307	7,068
短期貸付金	1 167,705	1 257,705
その他	1 17,832	1 20,861
流動資産合計	2,150,259	3,606,611
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	0	0
工具、器具及び備品	0	0
車両運搬具	0	0
有形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	400,000	500,000
関係会社株式	21,568	21,568
長期貸付金	1 2,406,956	1 2,666,956
差入保証金	7,368	11,585
その他	7	7
貸倒引当金	2,339,946	2,578,787
投資その他の資産合計	495,953	621,329
固定資産合計	495,953	621,329
資産合計	2,646,212	4,227,941

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金		4,565
未払金	9,434	9,379
預り金	3,880	3,115
未払費用	18,054	11,902
未払法人税等	11,461	950
短期借入金	200,000	200,000
流動負債合計	242,830	229,912
固定負債		
関係会社事業損失引当金	324,336	864,691
固定負債合計	324,336	864,691
負債合計	567,167	1,094,604
純資産の部		
株主資本		
資本金	740,148	13,317
資本剰余金		
資本準備金	740,148	1,670,380
その他資本剰余金	1,035,880	2,256,821
資本剰余金合計	1,776,028	3,927,201
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	436,121	808,217
利益剰余金合計	436,121	808,217
自己株式	1,704	1,812
株主資本合計	2,078,350	3,130,488
新株予約権	695	2,849
純資産合計	2,079,045	3,133,337
負債純資産合計	2,646,212	4,227,941

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
売上高	1 306,639	1 637,977
売上原価		125,914
売上総利益	306,639	512,062
販売費及び一般管理費	2 374,992	2 503,720
営業利益又は営業損失()	68,353	8,342
営業外収益		
受取利息	1 1,347	1 4,787
為替差益	15,927	1,422
その他	188	106
営業外収益合計	17,463	6,317
営業外費用		
支払利息	3,799	4,194
株式交付費	956	1,334
関係会社事業損失引当金繰入額	34,282	540,354
貸倒引当金繰入額	337,301	238,840
その他	62	50
営業外費用合計	376,402	784,774
経常損失()	427,291	770,115
特別損失		
減損損失	7,879	37,152
特別損失合計	7,879	37,152
税引前当期純損失()	435,171	807,267
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等合計	950	950
当期純損失()	436,121	808,217

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	345,700	345,700	620,113	965,814	562,891	562,891	1,645	746,977	3,829	750,807
当期変動額										
当期純損失()					436,121	436,121		436,121		436,121
新株の発行	883,776	883,776		883,776				1,767,553		1,767,553
減資	489,329	489,329	978,658	489,329						
欠損填補			562,891	562,891	562,891	562,891				
自己株式の取得							58	58		58
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									3,134	3,134
当期変動額合計	394,447	394,447	415,767	810,213	126,770	126,770	58	1,331,372	3,134	1,328,238
当期末残高	740,148	740,148	1,035,880	1,776,028	436,121	436,121	1,704	2,078,350	695	2,079,045

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	740,148	740,148	1,035,880	1,776,028	436,121	436,121	1,704	2,078,350	695	2,079,045
当期変動額										
当期純損失()					808,217	808,217		808,217		808,217
新株の発行	930,231	930,231		930,231				1,860,463		1,860,463
減資	1,657,063		1,657,063	1,657,063						
欠損填補			436,121	436,121	436,121	436,121				
自己株式の取得							108	108		108
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									2,154	2,154
当期変動額合計	726,831	930,231	1,220,941	2,151,173	372,096	372,096	108	1,052,137	2,154	1,054,291
当期末残高	13,317	1,670,380	2,256,821	3,927,201	808,217	808,217	1,812	3,130,488	2,849	3,133,337

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

 其他有価証券

 市場価格のない株式等

 移動平均法による原価法

 子会社株式及び関連会社株式

 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

2. 減価償却資産の減価償却の方法

 有形固定資産

 定額法を採用しております。

 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

 建物附属設備 主として 10年

 工具、器具及び備品 主として 3～5年

 車両運搬具 主として 5年

 無形固定資産（リース資産を除く）

 定額法を採用しております。

 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

 ソフトウェア（自社利用分） 2年（社内における利用可能期間）

3. 繰延資産の処理方法

 株式交付費

 支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

 貸倒引当金

 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

 関係会社事業損失引当金

 関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態を勘案し、損失負担が見込まれる額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してあります。

6. 収益及び費用の計上基準

 当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

 当社の事業は、主に子会社の株式保有・子会社管理業務であり、各グループ子会社に経営指導・運用管理業務を行っております。当該取引は、子会社との契約に基づき役務を提供するため、役務提供に応じて履行義務が充足されるものと判断しており、役務提供の完了に応じて契約において約束した金額で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 関係会社に対する長期貸付金等の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
長期貸付金 (うち、Artisense Corporation向け金額)	2,406,956 (1,024,210)	2,666,956 (1,054,210)
貸倒引当金 (うち、Artisense Corporation向け金額)	2,339,946 (1,020,282)	2,578,787 (1,020,282)
貸倒引当金繰入額 (うち、Artisense Corporation向け金額)	337,301 ()	238,840 ()
関係会社事業損失引当金 (うち、Artisense Corporation向け金額)	324,336 ()	864,691 ()
関係会社事業損失引当金繰入額 (うち、Artisense Corporation向け金額)	34,282 ()	540,354 ()

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

関係会社に対する長期貸付金等の評価に当たっては、関係会社の財政状態及び経営成績を考慮し、期末日時点の対象会社の債務超過金額及び支払能力を総合的に勘案したうえで、回収不能見込額を貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金として計上しております。

主要な仮定

回収不能見込額に用いた主要な仮定は、支払能力であります。当該評価に当たっては、足元の実績をもとに会計上の見積りを行っております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

翌事業年度において関係会社の財政状態及び経営成績が悪化し、回収不能見込額が増加する場合には、翌事業年度の財務諸表において、長期貸付金等の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 投資有価証券の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
投資有価証券	400,000千円	500,000千円
市場価格のない株式等	400,000千円	500,000千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「重要な会計上の見積り」に記載している内容と同一であるため、記載を省略しております。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

また、子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当事業年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前事業年度の財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

- 1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	766,496千円	1,166,108千円
長期金銭債権	2,406,956 "	2,666,956 "

- 2 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	200,000千円	200,000千円
借入実行残高	200,000 "	200,000 "
差引借入未実行残高	"	"

(損益計算書関係)

- 1 関係会社との取引高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引	306,639千円	418,104千円
営業取引以外の取引	1,475 "	3,333 "

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度39%、当事業年度54%、一般管理費に属する費用の割合は、前事業年度61%、当事業年度46%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給与	92,537千円	107,981千円
支払報酬	62,405 "	119,291 "
役員報酬	62,949 "	71,999 "
支払手数料	44,949 "	56,066 "

(有価証券関係)

前事業年度(2024年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (2024年3月31日)
子会社株式	21,568千円
計	21,568 "

当事業年度(2025年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載して
おりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (2025年3月31日)
子会社株式	21,568千円
計	21,568 "

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,216千円	千円
関係会社株式評価損	695,940 "	783,046 "
貸倒引当金	716,023 "	887,876 "
関係会社事業損失引当金	99,246 "	297,713 "
その他	26,268 "	49,777 "
税務上の繰越欠損金	29,212 "	28,391 "
繰延税金資産小計	1,569,907 "	2,046,805 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	29,212 "	28,391 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,540,695 "	2,015,936 "
評価性引当額小計	1,569,907 "	2,044,327 "
繰延税金資産合計	千円	2,477千円
繰延税金負債		
未収事業税	千円	2,477千円
繰延税金負債合計	千円	2,477千円
繰延税金資産純額	千円	千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記事項「(収益認識関係)」に同一の
内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(剰余金の処分)

当社は、2025年5月26日に開催の取締役会において、2025年6月27日に開催予定の第11期定時株主総会において剰余金の処分に関する議案を付議することを決議いたしました。

(1) 剰余金の処分の目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、剰余金の処分を行うものであります。

具体的には、会社法第452条に基づき、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充当するものであります。

(2) 剰余金の処分の内容

その他資本剰余金のうち808,217,884円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金808,217,884円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金808,217,884円

(3) 剰余金の処分の日程(予定)

取締役会決議2025年5月26日

株主総会決議2025年6月27日

効力発生日2025年6月30日(予定)

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物附属設備	0		()		0	21
	工具、器具及び 備品	0	28,996	28,996 (28,996)		0	773
	車両運搬具	0		()		0	
	計	0	28,996	28,996 (28,996)		0	795
無形固定資産	ソフトウェア		8,156	8,156 (8,156)			
	計		8,156	8,156 (8,156)			

(注1) 当期減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2,339,946	238,840		2,578,787
関係会社事業損失引当金	324,336	540,354		864,691

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://japan.kudan.eu/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第10期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)2024年6月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月26日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書、半期報告書の確認書

第11期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)2024年11月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(営業外収益・特別損失の計上)の規定に基づく臨時報告書

2024年5月15日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)の規定に基づく臨時報告書

2024年5月31日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2024年6月27日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(営業外収益の計上)の規定に基づく臨時報告書

2024年8月14日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(営業外収益・特別損失の計上)の規定に基づく臨時報告書

2024年11月14日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(営業外収益の計上)の規定に基づく臨時報告書

2024年11月15日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(営業外費用・特別損失の計上)の規定に基づく臨時報告書

2025年2月17日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(営業外収益・営業外費用・特別損失の計上)の規定に基づく臨時報告書

2025年5月15日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書(参照方式)及びその添付書類

第三者割り当てによる第18回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行

2024年6月3日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月27日

K u d a n株式会社
取締役会 御中

東光監査法人

東京都新宿区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 安 彦 潤 也

指定社員
業務執行社員

公認会計士 前 川 裕 之

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているK u d a n株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K u d a n株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

投資有価証券の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は前連結会計年度及び当連結会計年度において、Whale Dynamic Holding Limited（以下、「Whale Dynamic社」という。）の一部株式を合計500,000千円で取得している。</p> <p>当該株式は、当連結会計年度の貸借対照表において、投資有価証券として計上されており、総資産の14.7%を占めている。</p> <p>ベンチャー企業への投資に関しては、当該会社の超過収益力を反映して、純資産額に比べて高い価格で取得することもある。会社は、株式等の取得時に入手した将来の事業計画の達成状況及び将来予測の合理性を把握することにより、当初見込んだ超過収益力が減少していないかを判断しており、超過収益力が見込めなくなった場合、これを反映した実質価額が著しく下落している場合に、評価損を計上している。</p> <p>取得時に入手した将来の事業計画の達成状況及び将来予測を考慮した、ベンチャー企業への投資を含む非上場株式等の評価に関しては見積りの不確実性が高く、経営者の判断が必要である。また、Whale Dynamic社の株式の残高に金額的重要性があることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、Whale Dynamic社に対する投資の評価の合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 投資有価証券の評価損計上の要否の判定に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、投資先の事業の進捗状況を適時に把握し、事業計画の合理性の評価に基づき、評価損の認識の要否を判断する統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) Whale Dynamic社に対する投資の評価の合理性 Whale Dynamic社に対する投資の評価の合理性を評価するため、主に以下の手続を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政状態の悪化により実質価額の著しい下落が生じているか否かの判断について、投資先の財務数値を入手し、投資時点からの純資産価額の推移に基づき、その判断の合理性を評価した。 ・投資先における事業化の遅延の有無及び今後の見通しについて、経営者に質問するとともに、将来の事業計画に照らして、その回答の合理性を評価した。 ・将来の事業計画に対して会社が実施した分析の結果を閲覧し、投資先企業の超過収益力の見積りによる有価証券の評価額への影響について質問を行った。 ・経営者が作成した評価結果を入手し、減損の要否が正確な計算に基づいて判定されているかを検討するとともに、評価結果の基礎となる投資先の財務数値、計画数値を基礎資料と突合した。 ・取得原価の妥当性を検討するため、取得時の関連証憑書類を閲覧した。

その他の事項

会社の2024年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2024年6月26日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、Kudan株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、Kudan株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる

十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年 6月27日

K u d a n株式会社
取締役会 御中

東光監査法人

東京都新宿区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 安 彦 潤 也

指定社員
業務執行社員

公認会計士 前 川 裕 之

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているK u d a n株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K u d a n株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社に対する長期貸付金の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>財務諸表【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は長期貸付金については、回収不能見込額のうち当事業年度において積み増した金額を営業外費用の「貸倒引当金繰入額」として238,840千円、「関係会社事業損失引当金繰入額」として540,354千円計上した結果、貸借対照表に「貸倒引当金」を2,578,787千円、「関係会社事業損失引当金」を864,691千円計上している。</p> <p>長期貸付金の評価については、債務者の財政状態及び経営成績を考慮し、期末日時点の対象会社の債務超過金額及び支払能力、将来の事業計画等を総合的に勘案したうえで、回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。</p> <p>また、関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態を勘案し、損失負担が見込まれる額を関係会社事業損失引当金として計上している。</p> <p>長期貸付金の評価に当たっては、引当金繰入額及び引当金計上金額が非常に多額であり、慎重な検討を要することから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社に対する長期貸付金の評価について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の会計方針及び会計処理が会計基準に適合しているかを検討した。 ・前事業年度における「貸倒引当金」及び「関係会社事業損失引当金」の見積りについて、バックテストを実施した。 ・将来の事業計画の実行可能性及び合理性、不確実性の検討過程に関する経営者の判断について質問し、回答を評価した。 ・長期貸付金に対する貸倒引当金計上金額が、会社の会計方針通りに算定されていることを検討するため、再計算を実施した。

その他の事項

会社の2024年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2024年6月26日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明すること

にある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。